

(仮称) 石狩郡当別町西当別風力発電事業に係る  
環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 12 月

合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所



## 目次

<b>第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧</b>	<b>1</b>
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告の方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
<b>第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解</b>	<b>5</b>



## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第7条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、環境影響評価方法書及び要約書を公告の日から起算して一月間以上、縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

令和3年2月3日（水）

#### (2) 公告の方法

##### (a) 日刊新聞による公告

令和3年2月2日（火）付けの下記日刊新聞紙に公告を掲載した。 [別紙1]

- ・北海道新聞（札幌本社版朝刊27面）

##### (b) 関係地方公共団体の広報誌等への掲載

下記の広報誌に「お知らせ」を掲載した。 [別紙2]

- ・広報とうべつ 令和3年2月号（17ページ）
- ・広報いしかり 令和3年2月号（16ページ）

##### (c) インターネットによるお知らせ

事業者のウェブサイトに掲載した。また、北海道のウェブサイト環境影響評価図書縦覧情報として、事業者ウェブサイトへのリンクを掲載していただいた。

- ・事業者のウェブサイト [別紙3]

<https://itnrwp.jp/>

- ・北海道のウェブサイト [別紙4]

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/assess-book-info.htm>

#### (3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎等6箇所において縦覧を行った。また、事業者のウェブサイトにおいてインターネットの利用による電子縦覧を実施した。

##### (a) 地方公共団体庁舎等での縦覧

- ・当別町役場 環境生活課（石狩郡当別町白樺町58番地9）
- ・当別町総合福祉センターゆとろ（石狩郡当別町西町32番地2）
- ・西当別コミュニティーセンター（石狩郡当別町太美町22番地7）
- ・石狩市役所 環境保全課（石狩市花川北六条1-30-2）
- ・石狩市民図書館（石狩市花川北七条1-26）
- ・事業者（石狩営業所）（石狩市花川北六条1-8）

##### (b) インターネットの利用による縦覧

- ・事業者のウェブサイト [別紙3]

<https://itnrwp.jp/>

#### **(4) 縦覧期間**

令和3年2月3日（水）から令和3年3月8日（月）迄とした。

縦覧時間は、土・日・祝祭日を除く午前9時から午後5時まで、ただし西当別コミュニティセンター及び石狩市民図書館は開館日時とした。

なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。

※縦覧期間中は新型コロナウイルスの感染状況が拡大傾向にあり、縦覧期間中の住民説明会の開催を見合わせたことから、縦覧期間後も事業者のウェブサイトで常時閲覧可能としている。

#### **(5) 縦覧者数**

縦覧者数（縦覧者名簿記載者）は6名であった。

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知させるため説明会を開催した。

### (1) 公告の日及び公告の方法

縦覧期間中は新型コロナウイルスの感染状況が拡大傾向にあり、縦覧期間中の住民説明会の開催を見合わせた。

後日、新型コロナウイルスの感染状況を鑑みて説明会の日程を決定し、事業者のウェブサイト及び地方公共団体の広報誌で開催公告を行った。 [別紙 5、6]

### (2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

開催日時：令和3年4月9日（金）10時～12時

開催場所：西当別コミュニティーセンター

来場者数：17名

開催日時：令和3年4月10日（土）15時～17時

開催場所：望来コミュニティーセンター みなくる

来場者数：3名

開催日時：令和3年4月11日（日）10時～12時

開催場所：西当別コミュニティーセンター

来場者数：26名

また、説明会の中で追加開催の要望があり、以下の日程で追加の説明会を開催した。

開催日時：令和3年10月24日（日）15時～20時30分

開催場所：西当別コミュニティーセンター

来場者数：206名

### 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。 [別紙 7]

#### (1) 意見書の提出期間

縦覧期間中の意見書の提出期限は、令和 3 年 2 月 3 日（水）から令和 3 年 3 月 20 日（土）までとした（郵送の場合は、当日の消印有効とした）。

なお、説明会を縦覧期間以降に実施したことから、説明会後にも意見書の提出期間（令和 3 年 4 月 9 日から令和 3 年 4 月 25 日及び令和 3 年 10 月 24 日から令和 3 年 11 月 10 日。郵送の場合は当日の消印有効）を設けた。

#### (2) 意見書の提出方法

意見書は以下の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・事業者への郵送による書面の提出
- ・説明会会場での提出

#### (3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 51 通、意見総数は 209 件であった。

## 第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

環境影響評価法第8条の規定に基づき、当社に対して意見書の提出により述べられた環境保全の見地からの意見並びにこれに対する当社の見解は以下に示すとおりである。なお、意見は概要ではなく、原文のまま掲載した。

### 環境影響評価方法書に対する一般の意見及び事業者の見解

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
環境影響評価手続き等について		
1	<p>今後のスケジュールを見て、現在は「2の方法の手続き」となっていますが、「1の配慮書の手続き」の配慮書の作成はいつ誰がどのように作成したのか。</p> <p>此の中の[一般からの意見]は誰にどのようにしておこなったのか。少なくとも太美の住民は意見を求められた形跡はありません。次回の説明会では、太美の住民の意見を述べてもらいたい。4月11日以前の意見です。</p>	<p>計画段階配慮書は環境影響評価法の手続きに則り、合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所が作成し、令和2年8月5日から9月7日の期間に縦覧を行い、同期間で一般からの意見の募集を行いました。配慮書の縦覧の公告は、北海道新聞及び当別町・石狩市の広報誌で行いました。また、北海道HPの「北海道の環境影響評価情報」に縦覧のお知らせとアドレスのリンクを行って頂きました。今後も環境影響図書縦覧と意見募集について、広く周知するよう努めてまいります。</p>
2	<p>・配慮書の段階で、充分住民に周知したと言うが、コロナウイルス感染症の流行中に、私の知人は一人として計画の存在すら知らなかった状況で、一般からの意見を聞いたというのは乱暴ではないかと考えます。</p> <p>現に計画について周知されるとこれほど多くの(200人は超える)住民が反対しているではありませんか。ですから、計画は即中止して頂きたいです。</p>	<p>計画段階配慮書は環境影響評価法の手続きに則り、令和2年8月5日から9月7日の期間に縦覧を行い、同期間で一般からの意見の募集を行いました。配慮書の縦覧の公告は、北海道新聞及び当別町・石狩市の広報誌で行いました。また、北海道HPの「北海道の環境影響評価情報」に縦覧のお知らせとアドレスのリンクを行って頂きました。今後も環境影響図書縦覧と意見募集について、広く周知するよう努めてまいります。</p>
3	<p>1.環境影響評価 配慮書の段階での住民周知の時期、方法が不明</p> <p>(1)少なくとも当町内会での認識はこれまで全くなかった。</p>	<p>計画段階配慮書は環境影響評価法の手続きに則り、令和2年8月5日から9月7日の期間に縦覧を行い、同期間で一般からの意見の募集を行いました。配慮書の縦覧の公告は、北海道新聞及び当別町・石狩市の広報誌で行いました。また、北海道HPの「北海道の環境影響評価情報」に縦覧のお知らせとアドレスのリンクを行って頂きました。今後も環境影響図書縦覧と意見募集について、広く周知するよう努めてまいります。</p>
4	<p>配慮書の段階で複数案を設定しない理由の矛盾について</p> <p>配慮書の段階で環境影響評価法では「事業の想定区域に複数案を設定して・・・」とあるが、本事業所は「配慮書において必要な最小面積の4倍以上を事業実施想定区域に設定することで複数案の設定と同程度の検討を行った」と回答してきた。しかし、当初から4倍以上を想定することは、ただの見せかけであり、真摯にプランを立てたことにはならない。最初から実際に必要な面積を設定すべきではないかと考えられます。更に、配慮書で示した1380haが方法書において697haに減じられたのであれば、そもそも必要な面積は、345haが良いということなのだろうか。</p>	<p>計画段階配慮書作成時点では、計画の熟度が低かったことから、方法書以降の手続きにおいて対象事業実施区域の絞り込みや事業計画の検討を行っていく余地をもたせられるよう、事業実施想定区域を広く設定致しました。</p>
5	<p>風力発電の風車はもういらない。景観をそこねている。石狩に仕事に行くたび思うがいつの間にかふえていて気持ちが悪しい、風車だけではなくその電力を送る鉄とうがはりめぐらされていて気持ち悪い。鳥が自由にとびまわれる大空に風車は</p>	<p>環境影響評価図書縦覧に際しては、北海道新聞及び当別町・石狩市の広報誌にて公告を行い、周知を行いました。また、北海道HPの「北海道の環境影響評価情報」に縦覧のお知らせとアドレスのリンクを行って頂きました。今後も環境影響図書</p>

	<p>いない。自然に人の手をくわえてはいけない。一度こわされたものは復元できない。事業者はたてたあとの人々や自然への責任をどうとるつもりなのか。健康被害がうたわれているものをあっちにもこっちにもたて、環境を破壊して、あとからもとにもどせないですよ。人や声をあげることのできない動物や植物を消すのでしょうか。先日シブの発電計画に反対意見を出しましたが同じ住所ですよ。住民が知らないところで計画がこっそり進み恐ろしいです。絶対反対です。</p>	<p>の縦覧と意見募集について、広く周知するよう努めてまいります。</p>
6	<p>20.環境保全の見地から、方法書に対する意見を幅広く聴取することが重要である。配慮書に対して、意見書をメールでも受け付けられるように改善すべきとの意見があった。これに対して「公開したアドレスへスパムメールやウイルスメールが送られてくる可能性があり、セキュリティ上の問題と受信の確実性から、すぐに可能とはなりません。今後はメールでの意見書の受付についても検討いたします。」と回答しているが、方法書に対する意見もメールでの受付は行われていない。配慮書から約1年間を経ても、すでに社会で一般的な手段である電子メールの受信にあたってセキュリティと受信の確実性を解決できない法人が、環境保全に配慮した事業を円滑に実施できるか大いに不安を感じる。メールによる意見書受付を行うことができない理由及び、環境保全に配慮して本事業を円滑に実施することができる貴社の体制を示されたい。</p>	<p>意見書のメールによる受付について再度検討致しましたが、スパムやウイルス対策を強化した際、ご意見として頂きましたメールが、何らかの原因でメールサーバーやPCでのフィルタリングに引っかかってしまう可能性が否定できませんでした。また、受信者側のみではなく、送信者側に起因するトラブルが生じる可能性も否定できませんでした。そのため、メールでは受信の確実性を確保できないと考え、引き続き意見書のメールによる受付は行わない形とさせていただきます。</p>
7	<p>21.環境保全の見地からは、方法書に対する意見を幅広く聴取することが重要である。そのためには、配慮書に対する北海道知事意見にもあるとおり、「関係市町、住民等への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解互理解の促進に努めること」が必要であり、事業者の見解にも「関係市町、住民等への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解互理解の促進に努めます」とある。しかし、10月24日に開催された説明会においては、方法書の内容について具体的な説明が行われていない。また配布された資料には「本資料の無断複製・配布等をご遠慮ください」との記載がある。これは説明会に参加していない住民に対して積極的な情報提供を行ったことにはならない。「方法書段階における説明開催に関する留意事項」(生成25年環境省)には「法対象事業に関わる環境影響評価手続では、対象事業が実施される地域に関わらず、広く一般の方々の意見を聴くこととなっています。インターネットの利用による公表が義務付けられている方法書や要約書に加え、方法書説明会での配布資料を事業者のウェブサイトにおいて公開するなど、説明会に参加できなかった方々に対しても情報が伝わるように工夫することも重要です」と記載されているがこの趣旨にも反する。まず、方法書説明会で、方法所の内容(調査予定内容)について具体的な説明を行ったという認識かご教示ください。</p> <p>次に、事業者の定義する「関係市町、住民等への積極的な情報提供」の内容を具体的に説明してください。また、「方法書段階における説明開</p>	<p>方法書に関する住民説明会に付きましては、1回目(4月9日・10日・11日)、2回目(10月24日)共に次のステップである現地調査の具体的な説明は実施しております。</p> <p>公告に付きましては北海道新聞及び当別町・石狩市の広報誌にて公告を行い、周知を行いました。また、北海道HPの「北海道の環境影響評価情報」に縦覧のお知らせとアドレスのリンクを行って頂きました。今後も環境影響図書縦覧と意見募集について、広く周知するよう努めてまいります。</p> <p>経産省の「発電所に係る環境影響評価の手引」によると、「インターネット上での公表に当たっては、当該資料及び図書が事業者の著作物であることや事業者以外の者が作成した地図、写真、図形などを含むことが多く、当該図書の無断複製等の著作権に関する問題が生じないよう留意する必要がある。」と示されています。</p> <p>住民説明会資料は、複製や加工が極めて容易なことから、図書の流用・乱用・改変等を防ぐため、無断複製・配布等は行えないよう記載致しました。</p>

	<p>催に関する留意事項」の記載事項に照らして、説明会資料の無断複製・配布等を禁じたことの根拠と妥当性を説明してください。</p>	
8	<p>2.同 方法書の段階での住民周知の方法が極めて不十分  (1)当別町の広報(令和3年3月号)の小欄に掲載はあるものの、表題の意味は理解し難く、位置、計画概要の記載も無い。町民に周知した上で事業の説明を行う趣旨から逸脱しており、関係する住民への適切な周知方法、内容とはなっていない。</p>	<p>環境影響図書の公告は、「方法書段階における説明会開催に関する留意事項」(環境省、平成25年1月)において規定されております公告方法のうち、関係市町村の広報誌および日刊紙への掲載の2つの方法を用いて行いました。今後も環境影響図書を広く周知するよう努めてまいります。</p>
9	<p>住民説明会の開催及び環境影響評価方法書縦覧及び印刷について  知事意見書  (4)今後の手続きに当たっては、関係市町、住民等への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めること。  (5)インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、<u>印刷可能な状態にすることや、環境影響評価図書の内容の継続性を勘案し、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。</u>  ・環境影響評価図書について利便性の向上に努めることから、事業者による図書の配布をしていただきたい。</p>	<p>環境影響評価方法書の図書につきましては、当別町及び各町内会に配布させて頂きました。今後も環境影響図書を広く周知するよう努めてまいります。</p>
10	<p>① 印刷できない大量の資料をパソコンの画面で隅から隅まで読み込みことは到底不可能である。方法書に意見を求めておきながら、じっくり方法書を読むことができる環境を提供しないのは、企業の社会的責任(コンプライアンス)に反する行為である。配慮書についても同様の言及をしたが、貴社是一向に対応を改める気がない。貴社のような事業者が風力発電事業を実施する資格はない。本事業は中止すべきである。</p>	<p>印刷・ダウンロード等については、経産省の「発電所に係る環境影響評価の手引」によると、「配慮書のインターネット上での公表に当たっては、当該図書が事業者の著作物であることや事業者以外の者が作成した地図、写真、図形などを含むことが多く、当該図書の無断複製等の著作権に関する問題が生じないよう留意する必要がある。」と示されています。  インターネット上に公表される図書は、紙媒体による公表と比較して、複製や加工が極めて容易なことから、図書の流用・乱用・改変等を防ぐため、印刷・ダウンロードは行えない設定と致しました。  今後、準備書段階以降の手続きにおいて再度、印刷・ダウンロードの可否について検討してまいります。</p>
11	<p>○プリントアウトできるようにしてください。  同じ事業者が行っている(仮称)石狩市厚田区衆富望来風力発電事業環境影響評価方法書のWEB版では、プリントアウトできるようになっています。プリントアウトできることは、電子機器になれていない若くない人々にとって、大変だいじなことです。WEB画面は、目が疲れて、少ししか読めません。  (仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業環境影響評価方法書においても、プリントアウトできるようにしてください。よろしくお願いします。</p>	<p>印刷・ダウンロード等については、経産省の「発電所に係る環境影響評価の手引」によると、「配慮書のインターネット上での公表に当たっては、当該図書が事業者の著作物であることや事業者以外の者が作成した地図、写真、図形などを含むことが多く、当該図書の無断複製等の著作権に関する問題が生じないよう留意する必要がある。」と示されています。  インターネット上に公表される図書は、紙媒体による公表と比較して、複製や加工が極めて容易なことから、図書の流用・乱用・改変等を防ぐため、印刷・ダウンロードは行えない設定と致しました。  今後、準備書段階以降の手続きにおいて再度、印刷・ダウンロードの可否について検討してまいります。</p>
12	<p>方法書等のダウンロードを頑に拒否する態度について</p>	<p>環境影響評価方法書の図書につきましては、当別町及び各町内会に配布させて頂きました。今後</p>

	<p>4月11日及び10月24日に当別町で開かれた「住民説明会」の際、配付された本件事業者からの資料には、「方法書」の第5章と第7章が全く削除されていました。住民からの指摘で慌てて第7章の北海道知事からの意見を読み上げましたが、肝腎の事業者の見解を読み上げることはしませんでした。道知事の指摘は「印刷可能な状態にすること」ですが、事業者は誰も納得できない理由を繰り返し、挙句の果て著作権法に反するなどと言い、ダウンロードできない状態のままです。「各町内会に方法書を配る」などと困窮のあまり発言しましたが、その後配付された形跡もなく、道知事の意見を無視し、都合の悪いことは住民に知らさず、事業計画を進めようとしています。実際、配慮書の縦覧期間中に限ってダウンロードを認めている業者もあり、水杜の郷のやり方は住民の存在を無視するものです。</p>	<p>も環境影響図書を広く周知するよう努めてまいります。</p>
13	<p>説明未記載 ・風力発電の工事中及び施設完成時に、環境影響評価の実施内容を誰が評価をするのですか。</p>	<p>事業者は、事業で講じた環境保全措置等について、工事中や供用後の環境の状況等を把握するための調査(事後調査)を行い、報告書を作成し公表致します。報告書には、環境大臣の意見を踏まえて経済産業大臣から意見を頂くこととなります。</p>
14	<p>②環境影響評価法(いわゆるアセス法に)則った「調査」「予測」「評価」が行われる予定日程及びその結果が当方などの周辺関係者に情報が開示される時期</p>	<p>調査結果のとりまとめや予測・評価は、方法書の次の段階である準備書において整理します。準備書の公表時期は、2023年夏以降になるものと考えております。</p>
15	<p>累積的影響について 方法書において、「本事業と他事業との累積的な影響の予測については、他事業の計画が明らかとなった場合において必要性を検討した上で実施する」とあるが、現在他事業の計画が頻繁に提示されている今、どの時点を指して、検討するのか具体的に示されたい。 更に「必要性を検討した上で」と、二段構えで影響予測調査を忌避しようとしているのは許されない。 経産大臣は「配慮書」に対する意見として「想定区域の周辺には複数の住居が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから・・・風力発電設備等の配置等の検討に当たっては・・・」と、明らかに発電設備配置以前の調査、予測、評価を謳っている。事業者の見解でも同様なので、累積的影響の予測については、発電設備の配置以前に速やかに実施すべきだと考える。</p>	<p>累積的環境影響の検討対象は、計画に大きな変更が生じない評価書段階まで確定されている事業を想定しております。 近接する「(仮称)八の沢風力発電事業」は、令和3年4月に評価書が確定されましたので、累積的環境影響評価の対象と致します。</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
事業計画等について		
16	①なぜ尾根(高所)を選んだのか。自然そのものの崩れが生じ当別の自然そのものの変質につながるのか。	風況を勘案し、尾根への配置を検討しております。
17	③あまりにも大規模すぎる。規模縮小はあり得ないのか。	今後の環境影響評価上、予測・評価の結果、重大な影響が回避もしくは低減できない場合には規模縮小も含め、検討してまいります。
18	まず、環境とは「人間ととりまき、相互作用を及ぼし合うもの」として見た外界。自然的環境と社会	環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響が

	<p>的環境とがある」保全とは「保護して安全にすること」この様に定規します。</p> <p>①風力発電所を設置することにより、山地下の地下水、多種多様な生物が生息する生態系の破壊。</p> <p>②風車の運転により、全国全世界にて健康影響が懸念され、振動、騒音(低周波音を含む)による睡眠障害の発生。</p> <p>③山の尾根に風車が見えることによる、住む人々への心身のストレスおよび自然の風景に目ざわりな構造物への違和感。</p> <p>④自然災害により生じるであろう、被害対応力への疑問、住民に対する情報公開、経営内容の未公開になる会社形態に対する社会的責任の不透明感がある。</p> <p>⑤上記の事で、環境保全力が非常に不安である。</p> <p>よって、すぐに計画の撤回する様に御提言申し上げます。</p>	<p>あると予測された場合には回避及び低減に努めてまいります。</p> <p>上記を踏まえ、事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民、有識者、行政等関係機関のご意見、ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
19	<p>方法書についての環境保全の見地からの意見 P2-2(4)</p> <p>・風力発電の単機出力 4,200kw は日本最大ですか。形状、高さ・風車径も同様ですか。</p>	<p>陸上の風力発電機の単機出力としては最大級となりますが、最大ではございません。道内では評価書まで確定している事業で定格出力 4,300kw の風力発電機がございます。また、方法書段階では同じく道内で、5,300kw、5,500kw、6,000kw を計画している事業がございます。</p>
20	<p>・スウェーデンヒルズは景観を重視した住宅地であり、本州からの移住者も多く当該地から風車視認や騒音についての説明会が必要と思われる。</p>	<p>環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、準備書の段階で住民説明会を実施致します。</p>
21	<p>・工事は一挙に 12 基の風車を設置する計画ですか。(一基 4,200kw)</p>	<p>現時点では未定のため、準備書において具体的にお示し致します。</p>
22	<p>・風車の選定について騒音及び超低周波の低減に対応できる機種を選定する予定ですか。中国製のものも選択される可能性はありますか。</p> <p>2003 年沖縄宮古島 3 基倒壊、破損 3 基 2007 年青森県 1 基倒壊</p> <p>2013 年三重県 1 基ブレード発電機落下(日本製)2018 年兵庫県 1 基倒壊(中国製)</p> <p>2020 年長崎県 1 基倒壊(中国製)</p>	<p>風力発電機の機種は現時点では未定のため、準備書において具体的にお示し致します。</p> <p>また低騒音機種含め検討していき、現段階では中国製は想定しておりません。</p>
23	<p>総括事項の文言を順守すること (仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業計画 段階環境配慮書に係る知事意見 令和 2 年(2020 年)10 月 8 日</p> <p>1 総括的事項 (1)今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種の検討に当たっては、2 の個別的事項の内容を十分に踏まえ、複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、<u>事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。</u></p>	<p>環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、重大な影響があると予測された場合には回避又は十分な低減に努めてまいります。</p> <p>上記を踏まえ、事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民、有識者、行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>

24	<p>・私は厚田区シップに住んでいます。</p> <p>・貴社が建設を予定している当別は、石狩市のすぐ隣です。低周波への被害が当別・石狩に及びます。建設を中止してください。</p>	<p>環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めてまいります。</p> <p>上記を踏まえ、事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民、有識者、行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
25	<p>○森林の開発行為後は比較的伐期の短いカラマツなどを植林して森林に戻していくのはいかがでしょうか。森林組合に加盟し森林経営を考えていただけたらと思います。</p>	<p>事業終了後の取り扱いにつきましては、行政含め協議してまいります。</p>
26	<p>説明を聞いていて、風力発電に対する震動・騒音、残留騒音の状況についての説明が全くありません。不誠実といえます。</p> <p>そのほかにも色々と意見があり、次回の説明会で質問したいです。</p> <p>私はこれらのことから、当別の風力発電は認める訳にはいきません。</p> <p>どなたかが述べられていました、あなた方は儲けた金で海外旅行する、私たちは病気で苦しむ。石狩の方からは、死亡者が出たとはなされていまし</p>	<p>騒音(残留騒音含む)及び振動の状況については、調査、予測及び評価の手法を提示させて頂きました。振動については風車ではなく、運搬車両や建設機械からの影響を評価致します。これから現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めてまいります。</p>
27	<p>令和3年4月9日に行われました「(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業環境影響評価方法説明会」において説明のあった「(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業(以下「本件事業」といいます)に関しまして、当社としての意見・質問・要望等について申し上げます。</p> <p>なお、同説明会から意見書の提出期限まで非常に短期間であり、当社として、改めて追加の意見書・質問書を提出する予定であることをあらかじめ付言いたします。</p> <p>第1 本件事業に対する意見</p> <p>当社としては、現時点において本件事業による風力発電施設の設置に反対するとの意見を申し上げます。以下その理由を述べます。</p> <p>1 騒音・低周波について</p> <p>(1)音の発生が居住者の生活環境を害すること</p> <p>ア 貴社もご承知の通り、風力発電施設のブレードの回転に伴い発生する音は、騒音レベルが中期的に変動する振幅変調音(シュー、シューといったスイッチ音)として聞こえることに加え、機種によっては、内部の増速機や冷却装置等から特定の周波数が卓越した音(純音性成分)が発生することもあり、より耳につきやすく、煩わしさ(アノイアンス)につながる場合があります。</p> <p>さらに、本件事業も例外ではありませんが、風力発電施設は非常に静かな場所・地域(本件事業の対象地域も同様)に設置されるため、バックグラウンドの騒音レベルが低いため、スイッチ音や純音声成分が聞こえやすくなり、上記アノイアンスが起きやすいということがいえます。</p> <p>特に本件事業によりに設置される風力発電施設は、その定格出力が4200kwと超高出力に分類される施設であり、総設備容量も最大50400kwと大規模な風力発電施設といえるため、一般的な風力発電施設から発せられる騒音より、その音量・アノイアンスは大きくなることが予想されます。</p>	<p>環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めてまいります。</p> <p>上記を踏まえ、事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民、有識者、行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>

	<p>さらに、本件事業の対象区域周辺では、他の複数の事業者による風力発電事業計画が進行中であり、本件事業とその他複数の風力発電施設の累積的な影響により、騒音がより大きなものとなる可能性もあります。</p> <p>イ スウェーデンヒルズは当別町に位置する住宅地であり、「人が人らしく、自然と調和して豊かに暮らす」をテーマにスウェーデンの住環境を再現した分譲地で、現在約 800 名の居住者が暮らしておられます。</p> <p>居住される方のほとんどが、都会の喧騒から離れ、静かで豊かな自然のもとで生活することを希望されて、スウェーデンヒルズでの生活を選択しておられます。</p> <p>にもかかわらず、継続的に煩わしい音が発生すれば、スウェーデンヒルズ居住者の生活環境を害することは明白です。</p> <p>(2)騒音により居住者・関係者に健康被害が発生する可能性があること</p> <p>ア 風力発電施設が発する低周波の音は、睡眠障害、血圧障害、頭痛、耳鳴り、吐き気、抑うつ、不安、腹・胸部の圧迫感、肩こり、手足の痺れ、動悸、脱毛、ストレス、イライラ、集中力の欠如、脱力感などを引き起こすとのデータが存在します。</p> <p>前記の通り、本件事業により設置される風力発電施設の定格出力及び施設全体の規模が極めて大きいこと等からすると健康被害が発生する危険性、可能性はより高度なものとなることが想定されます。</p> <p>イ スウェーデンヒルズには、現在約 800 名の居住者が生活しており、本件事業を原因として居住者等関係者に健康被害が発生することは容認し得ません。</p> <p>2 電磁波について</p> <p>(1)風力発電施設につながる送電線の設置場所によっては強い電磁波が発生いたします。</p> <p>強い電磁波は、心臓ペースメーカーに悪影響を与えるため、ペースメーカー装着者の失神等を引き起こし、場合によっては死を招く危険性が認められています。</p> <p>(2)スウェーデンヒルズには居住者、従業員等の関係者には高齢の方もいらっしゃり、特に心臓ペースメーカーを装着する居住者等関係者を危険に晒すことはできません。</p> <p>(3)また、強い電磁波を受ける地域に居住している者について、発がん性が高くなるとの研究結果があることも無視できません。</p> <p>3 景観及び自然環境について</p> <p>(1)景観への影響</p> <p>ア スウェーデンヒルズにおいては、建築物の色彩を制限することなどを内容とする独自の建築協定が居住者との間で締結され、電線等を埋設し電柱を一本も作らない等、景観に配慮した街づくりを行い、街の景観美が最も重要なコンセプトの一つとなっています。</p> <p>美しい景観は、スウェーデンヒルズの重要な長所であり、多くの住民の方々がスウェーデンヒルズへの居住を決めた大きな理由の一つとなっているのです。</p>	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

	<p>イ しかし、本件事業によりスウェーデンヒルズの北側には巨大な風力発電施設が立ち並ぶこととなるため、スウェーデンヒルズの景観は大きく変化してしまいます。</p> <p>これまで、長い年月を掛け、維持・発展してきたスウェーデンヒルズの景観が本件事業により害されることは明らかであり、容認し得ません。</p> <p>(2)自然環境への影響</p> <p>ア スウェーデンヒルズは、上記景観とともに、その周辺の豊かな自然環境が特色の一つであり、居住者の方々も自然との共生を楽しみながら生活されていることを非常に大切にしておられます。</p> <p>イ 本件事業の対象地域は、スウェーデンヒルズにとって重要な地形である石狩丘陵があり、その周辺には自然度の高い植生、保安林等重要な自然環境があり、希少性の高い動物(オジロワシ、オオワシ、イヌワシ、ノスリ等)の生息情報が存在します。</p> <p>ウ 風力発電施設が設置される場合、施設建設のための工事等作業により、自然環境が破壊され、周辺の植生・生態系が害される恐れがあります。</p> <p>また、風力発電施設設置後においては、バードストライク・バットストライクが発生する可能性、障壁効果による鳥類の移動経路の変更が強いられ生息域放棄をもたらす可能性も存在します。</p> <p>本件事業により周辺の自然環境に変容が生じることは容認し難いことです。</p> <p>4 小括</p> <p>以上のとおり、本件事業は、スウェーデンヒルズの居住者の生活環境・身体の安全を害し、また周辺地域の自然環境へ悪影響を与える恐れがある以上、現時点で本件事業による風力発電施設の設置に反対との意見を表明致します。</p>	
28	<p>第2 質問事項</p> <p>「(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業環境影響評価方法説明会」での説明を拝聴した結果、以下の事項については十分な説明を受けられていないため、改めてご質問致します。</p> <p>1 本件事業の計画等について</p> <p>①当別町西当別が本件事業の対象地域として選定された理由</p>	<p>局所風況マップにおいて風況条件が非常に良い地域であるとともに、社会インフラ等の整備状況において事業性及び環境影響の低減を考慮できる地域であったため選定致しました。</p>
29	<p>②本件事業により設置される風力発電施設のうち、最も南に位置する風車の付近 600m 程度のところに住宅があるにもかかわらず、同風車の設置を計画した理由</p>	<p>環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めてまいります。</p> <p>上記を踏まえ、事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民、有識者、行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
30	<p>③貴社は、風力発電事業スキームにおける特定目的会社(Special Purpose Company=SPC)であると思われるため、本件事業の実質的な管理運営を行うアセットマネジメント事業者(いわゆるAM)の名称</p>	<p>管理運営につきましては、直接、特別目的会社にて行っております。</p>
31	<p>④本件事業の風力発電事業スキームにおけるSPC への主要な投資機関の名称</p>	<p>匿名組合出資契約上、名称を公表することは出来かねます。</p>

32	⑤本件事業の風力発電施設設置予定土地の所有者の名称	個人情報保護法に基づき、名称の公表は出来かねます。
33	2 本件事業に対する貴社の認識について ①風力発電施設が一般的に発する騒音、低周波が周辺住民に与える影響についての貴社の見解 ②風力発電施設と人の利用する住宅等の施設との距離基準に関する貴社の見解 ③本件事業により設置予定の定格出力 4200kw (総設備容量も最大 50400kw)という国内最大級の風力発電施設の場合、その騒音、低周波が周辺住民へ与える影響について変化があるかについての貴社の見解 ④風力発電施設が設置されることにより、本件対象区域の自然環境が害される可能性があることについての貴社の見解	地域住民の方々に健康影響が出ることは、事業者として避けるべきであると認識しております。事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民・有識者・行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。
34	⑤風力発電施設が設置されることにより、スウェーデンヒルズの景観が害される可能性があることについての貴社の見解	環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めてまいります。
35	3 本件事業の今後の進行について ①本件事業における送電線の設置予定場所	現時点では未定のため、準備書において具体的にお示し致します。
36	第3 要望及び結語 1 以上のとおり、一般的に風力発電施設は、周辺住民等関係者及び周辺の自然環境に悪影響を与える恐れがあり、実在する一部の風力発電施設の地域住民からは多くの苦情が寄せられているとの事実も存在します。 現時点において、貴社から客観的資料を示したうえで、本件事業がスウェーデンヒルズ居住者等関係者を含む周辺住民に対し悪影響を与える恐れがないとの十分な説明を受けることはできておらず、当社としては本件事業に反対との立場をとらざるを得ません。 2 また、当社が「(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業環境影響評価方法説明会」の存在を認識したのは、偶然にも町会報誌の小さな記事を発見したからに過ぎず、場合によっては当社及びスウェーデンヒルズ居住者があずかり知らぬところで本件事業計画が進行してしまっていた可能性があります。(実際に、アセス法の配慮書作成フェーズについて当社は認識しておりませんでした。) 前記の通り、風力発電施設が周辺住民の生活環境を害する恐れのある施設であることは貴社を含む風力発電事業者には周知の事実である以上、当別町において大きな住宅地の一つであるスウェーデンヒルズの運営母体である当社に対し、貴社から直接の連絡がなかったことは誠に遺憾であると言わざるを得ません。 3 一方で、政府が2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、当社を含む国内企業が、環境面におけるSDGs(Sustainable Development Goals)への貢献のためのCSR(corporate social responsibility)への取り組みが求められております。 カーボンニュートラル実現のための「グリーン成長戦略」において、再生可能エネルギーとしての	ご懸念の影響については、環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、準備書の段階で住民説明会を実施致します。

	<p>風力発電が注目され、重要な役割を担う可能性があることは否定しません。</p> <p>しかし、風力発電施設の建設によって、周辺住民等の生活環境が害され、自然環境が破壊されることになっては、文字通り本末転倒であり、その可能性の有無に関して、当社として貴社に十分な説明を求める責務があることに変更ありません。</p> <p>4 今後、本件事業が進行する上で、貴社と当社との間の関係構築は必須事項であると考えておりますが、現状においては貴社から当社への連絡不足もあり、そのような関係は構築できていない状況です。</p> <p>したがって、今後の関係構築のために本件事業が進行し、調査結果、予測結果、評価結果が判明した場合には当社担当者■■■■まで早急に連絡するとともにできる限り早い段階で上記質問事項への回答を強く要望いたします。</p> <p>※事業者注記)上記の■■■■は、個人名のため伏せ字とさせていただきます。</p>	
37	<p>【4】風力発電施設設置による弊倶楽部に生じる損害について</p> <p>弊社ゴルフ場近くに風力発電施設が建設されることにより、騒音、騒音による利用者の健康被害が発生し、また、ゴルフ場にとって重要な価値である景観にも影響をもたらします。その結果、現在のような快適な環境でのゴルフ場の利用が困難となり、会員及びビジター利用者の減少による営業損害が発生する可能性は否定できません。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めてまいります。</p>
38	<p>4月9日の住民説明会、環境影響評価(環境アセス)が昨今、報道では脱炭素初会の実現に向けての規制緩和の流れが時流と周知されて呼応しているかのようにP-13①配慮書が昨年2020年8月に既に終わったかの様に記載されているが、我々は何のことなのか知らない。</p> <p>ある事業が環境にどのような影響を与えるのかを予測し、その対策についてあまねく事前に検討しておくこと、それが公明公正な“環境アセス”だと思う。我々のスウェーデンヒルズの住宅地を見てすぐお解りと思いますが、自然に包まれてこそ「ゆたかさ」を想像できるという街並みのコンセプトに(を)評価し、賛同し、人口820名、367世帯がこの界限に満足し生活している。説明書に動植物の生態系や鳥類などの衝突数も大事でしょうが私達住民はこの唯一無二の景観・眺望資源に溶け込み自然と一体になって生活をしています。その景観にできるだけ触れないように記述している説明書には納得できない。風車がどう見えるのか知りたい。可視化できる資料が何ひとつない。</p>	<p>計画段階配慮書は令和2年8月5日から9月7日の期間に縦覧を行い、同期間で意見の募集を行いました。</p> <p>景観につきましては、今後、方法書でお示しております景観調査実施後にフォトモニタージュを作成し、お示ししてまいります。</p>
39	<p>風力発電設備設置はどうかやめてください。</p> <p>これらの設備建築のため、処理のために伴う長期にわたる環境破壊、エネルギーと税金の消耗、そして何よりも人体への影響が懸念されるからです。</p> <p>風力発電の見えない超低周波の悪影響について、建設を予定している地域の住民ひとりひとりにしっかりと認識をうながし、その上で計画実行の可否を検討して下さい。</p>	<p>地域住民の方々に健康影響が出ることは、事業者として避けるべきであると認識しております。事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民・有識者・行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>

40	<p>② 対象事業の目的として「地球温暖化防止対策」を謳うのであれば、本事業を即刻中止するのが貴社に課せられた唯一の使命である。森林破壊は光合成による二酸化炭素の吸収を妨げるからである。森林の破壊をやめることが最大の「地球温暖化防止対策」であり、山中に風力発電所を設置して森林破壊しておきながら「地球温暖化防止対策」を貴社が掲げることは論理が完全に破綻している。その他、森林破壊は(1)動物を殺し、住み家を奪う、(2)土砂を流出させ、川と海を汚染する、(3)山の保水能力を低下させ、土砂災害を誘発する、(4)景観を台無しにするなど問題点が山積している。</p> <p>本事業は自然破壊そのものであり、「地球温暖化防止対策」のため本事業は中止するしか道はない。</p>	<p>風力発電機設置箇所及び管理用道路の全てを、森林による CO<sub>2</sub> 削減効果が比較的大きなスギ人工林を伐採したと仮定した試算をみると、風力発電の CO<sub>2</sub> 削減効果(稼働率 20%)は、スギ人工林の CO<sub>2</sub> 削減効果と同程度(風力発電の方が効果がやや高い)とされています。</p> <p>事業地の大半を占める広葉樹二次林・植林地の CO<sub>2</sub> 削減効果は、スギ植林地の CO<sub>2</sub> 削減効果よりも小さいこと、風力発電機や管理用道路の配置時に、樹林環境の伐採を極力抑え、牧草地等の草地環境を活用することで、風力発電の CO<sub>2</sub> 削減効果は、現状よりも高くなる可能性が高いものと考えられます。</p> <p>参考) 風力発電所設置に伴う森林伐採が CO<sub>2</sub> 削減効果に与える影響(初期検討)  <a href="https://www.jstage.jst.go.jp/article/jweasympo/31/0/31_221/_pdf">https://www.jstage.jst.go.jp/article/jweasympo/31/0/31_221/_pdf</a>      自然環境や濁水、景観等についても適切に予測・評価を行い、影響の回避又は低減を図ってまいります。</p>
41	<p>③ 対象事業の目的として「地球温暖化防止対策」を掲げているが、人為的な二酸化炭素が地球温暖化の主要因ではないとする見解もある。また、風車に使用する材料の調達や風車の製造過程から撤去後の廃棄までの二酸化炭素排出量を勘案した上で、本事業によってどれほど二酸化炭素が削減されるのか数値で根拠を示すことができない以上、本事業を「地球温暖化防止対策」とする根拠がない。「地球温暖化防止」に資するどころか、「地球温暖化」を促進する可能性のある本事業は中止すべきである。</p>	<p>風力発電のライフサイクル CO<sub>2</sub> 排出量(風車の素材、部品の製造から施設の建設・運用までの範囲の CO<sub>2</sub> 排出量)は、26(g-CO<sub>2</sub>/kWh)と試算されています<sup>注1</sup>。風力発電による CO<sub>2</sub> 削減量は、CO<sub>2</sub> 排出係数から、上記の排出量を差し引いた値となります。</p> <p>風力発電による CO<sub>2</sub> 削減量      = CO<sub>2</sub> 排出係数(g-CO<sub>2</sub>/kWh) - 風力発電ライフサイクル CO<sub>2</sub> 排出量(g-CO<sub>2</sub>/kWh)      = 445<sup>注2</sup>(g-CO<sub>2</sub>/kWh) - 26(g-CO<sub>2</sub>/kWh)      = 419(g-CO<sub>2</sub>/kWh)</p> <p>本事業の設備利用率を 20%と仮定した場合の年間発電量は下式となります。</p> <p>年間発電量(kWh/年)      = 総発電量(kW) × 年間時間(365日 × 24h) × 設備利用率(20%)      = 50,400(kW) × 8,760(h) × 20(%)      = 88,300,800(kWh/年)</p> <p>本事業によって想定される CO<sub>2</sub> 削減量は、下式となり、年間およそ 38,500t の削減が想定されます。</p> <p>本事業で想定される CO<sub>2</sub> 排出削減量      = 風力発電による CO<sub>2</sub> 削減量 × 年間発電量      = 419(g-CO<sub>2</sub>/kWh) × 88,300,800(kWh/年)      = 36,998,035,200(g-CO<sub>2</sub>/年)      = 36,998(t-CO<sub>2</sub>/年)</p> <p>1世帯当たりの年間 CO<sub>2</sub> 排出量は 2.72(t-CO<sub>2</sub>/年)<sup>注3</sup>ですので、およそ 13,600世帯分の CO<sub>2</sub> 排出量削減に相当いたします。</p> <p>注1)「日本における発電技術のライフサイクル CO<sub>2</sub> 排出量総合評価」(電力中央発電所,2016年)      注2)「電気事業者別排出係数-R1年度実績-」(環境省)における北海道電力ネットワーク株式会社の調整後排出係数(環境省,2021年)</p>

		注3)「平成31年度(令和元年度)家庭部門のCO <sub>2</sub> 排出実態統計調査」(環境省,2021年)
42	④ 風車からの最短距離が住宅等で500mなどという近距離は論外である。配慮書段階から全く改善されていない。(超)低周波音による健康被害を避けられそうにない。安全だと言うのであれば、本事業規模の風車から最短距離が住宅等で500mである先行事例及びその疫学調査結果を示すべきである。それを示すことができない以上、住民の命と健康を守ることはできないため、本事業は中止すべきである。	地域住民の方々に健康影響が出ることは、事業者として避けるべきであると認識しております。事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民・有識者・行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。
43	⑤ 対象事業の目的に、風力が「クリーン」との記載がある。しかし、化石燃料と比べて風力が「クリーン」である根拠が全く不明である。風力を「クリーン」だとする前提で進める本事業が環境保全に資するどころか、逆に地球環境を破壊する可能性がある。よって、本事業は中止すべきである。	風力発電のライフサイクル CO <sub>2</sub> 排出量(風車の素材、部品の製造から施設の建設・運用までの範囲の CO <sub>2</sub> 排出量)は、26(g-CO <sub>2</sub> /kWh)と試算されています <sup>注1</sup> 。 一方、化石燃料を用いた発電では、施設の建設・運用のみではなく、発電用燃料燃焼分が加わることから、ライフサイクル CO <sub>2</sub> 排出量は非常に大きく、石炭火力 947(g-CO <sub>2</sub> /kWh、建設・運用:79、燃焼:864)、石油火力 738(g-CO <sub>2</sub> /kWh、建設・運用:43、燃焼:695)、LNG 火力(複合平均)474(g-CO <sub>2</sub> /kWh、建設・運用:98、燃焼:376)等と試算されています。 試算値ではありますが、風力発電のライフサイクル CO <sub>2</sub> 排出量は、化石燃料を用いた発電よりも明らかに低く、クリーンなエネルギーと認識しております。  注1)「日本における発電技術のライフサイクル CO <sub>2</sub> 排出量総合評価」(電力中央発電所,2016年)
44	石狩郡当別町の約1,380haを事業実施想定区域は、2020年10月8日の知事意見で、石狩丘陵や自然度の高い植生、保安林といった重要な自然環境の場である、と評価されています。ここに、全高最大約160m、ローター直径約120mに及ぶ最大12基の風車による最大出力50,400kWの風力発電所を設置する計画は、地域の特性を無視した大変無謀であると感じます。貴社がどのような対策をとっても、重要かつ貴重な自然環境を壊さずに事業を推し進めることは、到底無理なことです。ことは不この計画の中止を強く求めます。	環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めてまいります。 上記を踏まえ、事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民、有識者、行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。
45	また人的被害としては、同区域及びその周辺には住居や福祉施設があり、騒音(スイッチ音)及び風車の影(シャドーフリッカー)の影響が心配です。 さらに、同区域周辺には他事業者の計画中の風力発電事業が複数あり、1事業者の環境影響調査情報のみでは足りません。増幅する計り知れないほどの響影が出るのが予測されます。このような事への住民の不安を、貴社はどのように考えているのでしょうか。 貴社見解では、適切な調査、予測及び評価を行い影響回避又は極力低減するよう努めます、とありますが、誠意を感じられるものではありません。 具体的にどのように回避又は低減するのかを全く示さずに、計画を進めることには全く納得がいきません。建ってからでは遅すぎるのです。	環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めてまいります。 上記を踏まえ、事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民、有識者、行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。

46	<p>他地域では風車による健康被害(海外では既に、研究発表されている)が起こり、計画通りに発電できない事業者もあります。</p> <p>CO2削減のため、資源のない日本においてなどどうなっていますが、風力発電装置を作るのに化石燃料のエネルギーを使い、多くのCO2を排出しています。</p> <p>使用後20年を経た風力発電の羽は(リサイクルが難しい)そのまま埋められている状況はご存知のことでしょう。</p> <p>(リサイクルも海外では始めましたところもあるようですが、これも莫大なエネルギーを浪費しCO2多く排出します。採算が合わない・今後廃棄されてくる羽の枚数に追いつかない等、実用化には至っていません)</p>	<p>地域住民の方々に健康影響が出ることは、事業者として避けるべきであると認識しております。事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民・有識者・行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p> <p>風力発電のライフサイクルCO2排出量(風車の素材、部品の製造から施設の建設・運用までの範囲のCO2排出量)は、26(g-CO2/kWh)と試算されています。令和元年度の北海道電力ネットワーク株式会社の調整後CO2排出計数は445(g-CO2/kWh)ですので、1kWhの発電毎に419gのCO2排出が削減されることが見込まれます。</p> <p>資源エネルギー庁ワーキンググループの指標をもとに現状復旧にかかる費用の積立を実施しておりますため、風力発電設備・コンクリート等を撤去するとともに地権者の方々の意向も踏まえながら地形復旧し、また森林法に基づく植栽復旧計画も対応致します。</p>
47	<p>東芝研究開発センター室長の■■■■室長は「火力発電1基分の出力を従来の太陽光発電で賄うのに約500倍の敷地面積必要であり、風力発電で賄うのであれば約1,500倍の敷地面積が必要である」と述べられています。</p> <p>日本の国土の自然を壊滅的にし『風力発電はエコ発電CO2削減に役立つ』とは言えない代物です。</p> <p>未来の人たちにもこの自然を手渡していきたいです。</p> <p>これからも、ここで暮らしていく住民をないがしろにした計画からは、即刻撤退して下さることを強く望みます。</p> <p>※事業者注記)上記の■■■■は、個人名のため伏せ字とさせていただきます。</p>	<p>同一の発電量を得るために必要な面積は火力発電に比べて風力発電の方が大きくなりますが、CO2排出量は施設の建設・運用のみではなく発電用燃料燃焼分が発生する火力発電に比べて風力発電の方が明らかに低く、クリーンなエネルギーと認識しております。</p>
48	<p>代表の■■■■氏は、この場所に足を運んだことはあるのでしょうか。年間を通してこの場の自然を味わったことがおありでしょうか。一度壊された自然は元に戻すことは不可能に近いことです。</p> <p>※事業者注記)上記の■■■■は、個人名のため伏せ字とさせていただきます。</p>	<p>現地には足を運び、視察しております。</p>
49	<p>風力発電絶対反対です。</p> <p>人類は発生から35億年、その間、遠々と単々と命を繋ぐ同じくりかえしの営みを続けてきました。電気なんかなくても何億年も生きてこれたんです。ところが、70才の私でも、この科学の進歩には目を見張ります。…でもこの進歩は人類にとって幸福をもたらすものだったのでしょうか?答えはNOです。誰が考えても明白。地球上の人々がこのままでは危ないと気づき始めたからです。目先の金にあやつられて”やれ、雇用が生まれる。経済活成、開発”と地球を壊していく。この100年で…35億と100で…過去の人類に対して責任もてるんですか?未類の人類に対して住み良い地球を渡してやるのが、現代人のやるべきことでしょ?金の盲者、猛者になって本当に必要なものが見えなくなっています。大量生産、大量消費のこの社会を見直せよ!まだまだ使えるものをボンボン捨てて、何が電気が足りないだ、馬鹿者!金だ、利用追及の近道は競いをおてさせる事、武器は金になる。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めていきます。</p> <p>上記を踏まえ、事業計画検討に当たり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民・有識者・行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>

	<p>推進している人々よ。自分の子や孫に人が住めない地球を残したいのか？もう物は地球にあふれている。行き渡った。今こそ、人類に必要なものは精神の豊かさ、喜び、共感、人間同士のふれあい。分け与える心でしょ。私は負けない。</p>	
50	<p>先日の説明会でも意見を発言しましたが、妻が病気で静けさを求めてみどりの団地に越してきた者です。妻の病気は音による睡眠不足が生じると病気が悪化するためできれば建設してほしくありませんが、建設が実現し、音による影響がある可能性がある場合には速やかに調査し補償してくれることを望みます。</p>	<p>超低周波音については、これまで国及び研究機関等の調査結果により風力発電機による影響がほぼ無いことが示唆されており、環境影響評価の手続き上、対象外となっておりますため、自主的な取り組みとして調査・予測・評価を行い、その結果を踏まえ、適切に影響の回避・低減に努めてまいります。</p>
51	<p>○港総合会計事務所(東京都中央区)代表パートナーである■■■■氏が、なぜ当別町に風力発電所の建設計画を立てたのでしょうか？</p> <p>また、2〜3km離れた石狩市に計画中の(仮称)石狩市厚田区衆富望来風力発電事業と合わせると、84,000kW に及ぶ風力発電事業になります。これら同じ事業者による風力発電計画に、石狩市民は脅威を感じています。田舎の過疎地を狙う、都会の巨大資本の投入により、ますます田舎は疲弊し、住人は離れていき、都会はますます便利になり、住みやすくなっていく構図、そのもののような気がします。</p> <p>さらに、コロナ禍で困窮している実態経済とは裏腹に、高騰する株式市況の異常さは、世界中の余ったお金を集めて、再エネ投資へと向かわせています。</p> <p>『再エネのうち風力に関しては経済性を確保できる可能性がある』と評価されている』 (3 ページ 対象事業の目的)</p> <p>とあるとおり、■■■■代表社員の目的が、第一義的には『経済性』にあり、それが実態経済とはかけ離れた、不確実な経済性を根拠にしているにすぎません。固定価格買取制度に基づく風力発電所事業は、すべての電気を利用する国民から徴収される再エネ賦課金を原資にしている、金融事業です。</p> <p>発電所経営による実態経済の事業ではなく、金融事業であることを、■■■■事業者が国民並びに北海道住民、石狩市民、当別町民にきちんと説明していただきますよう、お願いいたします。</p> <p>北海道の自然をこよなく愛する北海道民としては、北海道の自然の生態系を大いに壊してしまう巨大な風力発電計画は、自然環境保全の見地から忌々しい計画としか言えません。『地球環境の保全』並びに『脱炭素』を口実にした金融事業に反対です。計画を撤回し、白紙にしてください。</p> <p>(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業の隣接地に、石狩市八の沢自然林があります。北海道自然環境保全指針の中で、身近な自然地域として指定されています。石狩町(当時)と当別町の町界すら確定していない時代の指定でした。八の沢地区は油田開発と共に人が集まり、小学校が作られるほどでありましたが、今は昔の話となってしまいました。</p> <p>自然観察に最適な場所です。ポコポコと湧く油田の名残とともに、石狩市民カレッジの学びの場でもあります。</p>	<p>局所風況マップにおいて風況条件が非常に良い地域であるとともに、社会インフラ等の整備状況において事業性及び環境影響の低減を考慮できる地域であったため選定致しました。</p> <p>環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めていきます。</p> <p>上記を踏まえ、事業計画検討に当たり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民・有識者・行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>

	<p>五の沢のあたりは、コハクチョウの渡りのルートでもあります。コクガンも見かけました。八の沢地区には、ハチクマ、チュウヒが営巣しています。また、クマタカを見る場所でもあります。</p> <p>また、足環をつけていないコウノトリを数年前に見ました。北海道の野鳥図鑑にも石狩市で撮影したコウノトリの写真が載っているほど、石狩市はコウノトリが来る場所です。</p> <p>このように野鳥の宝庫である樺戸山塊を形作る素晴らしい山林を、巨大な風力発電機で埋めないでください。</p> <p>(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業は断念して、撤回してください。</p> <p>※事業者注記)上記の ■ は、個人名のため伏せ字とさせていただきます。</p>	
52	<p>○2021年4月10日(土)に望来コミュニティセンター「みなくる」で行われた住民説明会について ■■■■さんに会えるかと思い、住民説明会に臨みました。■■■■さんの関係者かと思いきや、全く関係ないという「ミモリノサト」を名乗る人が主たる説明者でした。アセス方法書の事業者、かつ、事業説明会の事業者ではなくて、関係は全くないという「ミモリノサト」を名乗る人でした。</p> <p>説明資料と説明した人の肩書が異なるのは、ペテンの話以外の何物でもありません。</p> <p>2021年3月26日に開催された石狩市環境審議会の委員の前では決して名乗ることのなかった「ミモリノサト」を、住民の前だけで名乗りました。これから個別に対応すると言っていたが、個別の対応の中で、個別におかしな対応があったとしても、表面に出ることはなく、誰にも知られないままになってしまう恐れがあります。</p> <p>たとえば、望来コミュニティセンターで西当別の話をしたときは、あきれました。スウェーデンヒルズのリゾート計画を紹介しました。</p> <p>再エネ100%のエリアをつくり、森の敷地を利用してお花畑を作り、森林や雪原で遊ぶ写真や、谷では円形競技場のような施設で、音楽祭を催すというイラストが載った雑誌の紹介をしてくれました。有名な大学の先生が考案したというのです。</p> <p>「農業法人がリゾートのようなものを作るのか？」と住民が質問するとミモリノサトを名乗る人は、「できません。」と答えました。</p> <p>できないことを話す事業説明会は前代未聞です。全くだめです。呆れかえるばかりです。</p> <p>翌日、2021年4月11日に西当別コミュニティセンターに参加した人に聞くと、スウェーデンヒルズのリゾートの話はしなかったと言いました。こんなアホな話ができるわけがないのです。当別町の事業の話を、当該市ではない隣接する石狩市で行ったからつい、アホな話が出てきたようです。</p> <p>信じられない説明会です。</p> <p>これは大型風力発電の計画に間違いはありませんが、事業者のホームページに、小型風力発電機の写真が掲載されています。これもおかしい話です。</p> <p>合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所は、小型風力発電所なのでしょうか？</p> <p>小型風力発電を手掛ける「株式会社エコスマイル」の社員が主催者側にいたのはなぜですか？さ</p>	<p>誤解を与える結果となりましたこと深くお詫び申し上げます。事業者は合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所となります。水杜の郷は事業コンサルタントとして事業者から委託を受けた会社となり、エコスマイルにつきましては用地確保として水杜の郷から委託を受けている会社となります。</p>

	<p>らに主催者として会計的な発言をした方はどなたです？</p> <p>住民が、近接する風力発電計画の記載があるアセス書の話をする、ミモリノサトと名乗る方は「どこにあるのですか？」と詰問口調に逆質問をしてきました。25 ページに載っているのですが、ミモリノサトの人は読んでいなかったことがバレてしまいました。これでは話になりません。</p> <p>住民説明会の議事録を公開すると言っていたので、素早くすべて公開してください。 ※事業者注記)上記の ■ は、個人名のため伏せ字とさせていただきます。</p>	
53	<p>住民説明会的主催者が、事業者と関係ない人であること、住所がほんとの住所ではないことをいきなり言われた住民にとって、説明会はまがい物であることを確信しました。事業もまがい物です。</p> <p>合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所は、(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業を断念して、撤回してください。そのことが、当別町民、石狩市民の自然環境並びに社会環境の保全そのものだからです。事業の撤回が石狩市民、当別市民の幸せにつながります。よろしく願います。</p>	<p>誤解を与える結果となりましたこと深くお詫び申し上げます。事業者は合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所となります。水社の郷は事業コンサルタントとして事業者から委託を受けた会社となります。</p>
54	<p>風車を作る会社の人達は、どこまで…風車とは、どういうものなのか？を調べた事があるのでしょうか？だれのための風力発電なのか？こわれたら、ちゃんと片付けて、元にもどすという気力と、心とお金をかけて現状までに回復させるという、当り前の責任をはたす気持ちはおありでしょうか？</p> <p>健康被害は、受けている人にしか、わからないと思いますよ。</p> <p>風車を建てる前に、風車の付近に、テントを張って、数カ月住んでみてはいかがですか？人間ならば。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>資源エネルギー庁ワーキンググループの指標をもとに現状復旧にかかる費用の積立を実施しておりますため、事業終了後、風力発電設備・コンクリート等を撤去するとともに地権者の方々の意向も踏まえながら地形復旧し、また森林法に基づく植栽復旧計画も対応致します。</p>
55	<p>これ以上の自然破壊はやめてください。環境保全には風車はいりません。建てるなら人家から50km 以上離してください。かつ動物の行動をよく調べて害のない様に。</p> <p>住民に理解を求めてください。いつも執行報告では意見書をかく意味がありません。</p>	<p>環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めてまいります。</p> <p>上記を踏まえ、事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民、有識者、行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
56	<p>5 計画の中止を求める</p> <p>・1 から 4 まで、特に気になった項目について意見を述べたが、総合して、この計画は各種の悪影響が及ぶことが予想されるので、早い段階での中止判断をすることを求める。</p>	<p>環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めてまいります。</p> <p>上記を踏まえ、事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民、有識者、行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
57	<p>・環境については様々な悪影響が報告されている風力発電事業をすすめる目的がわかりません。</p> <p>・外国では、陸上における風力発電は健康被害もあり、禁止されている国もある中で、なぜ採算もとれそうにない風力発電を行うのか理由がわかりません。</p>	<p>政府が掲げる 2030 年及び 2050 年の脱炭素社会実現に向けた動きとして、非効率石炭火力発電所廃止の方針が示される状況下など、再生可能エネルギーの導入が必要不可欠であると考えております。</p>
58	<p>・ハブ高さ約 100m ですが、他地域の既設風車で火災が発生している。当該事業地周辺は森林であるため、火災時の消火対策をどのように考え</p>	<p>火災対応につきましては、メンテナンス体制を整え対応していきます。</p>

	ているか？100mの高さでは消火活動はほぼ不可能で周辺への延焼が心配で、不安です。	また自動消火装置の導入も含め安全対策を検討してまいります。
59	風力発電事業の建設については、環境保全や低周波音による人体や動物への影響が不安なので、建設は、反対です。	地域住民の方々に健康影響が出ることは、事業者として避けるべきであると認識しております。事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民・有識者・行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。
60	方法書の説明会の開催後、「住民意見のとりまとめ」の流れになっているが、本日の説明会で出された住民の意見も含め、とりまとめた内容を経産省へ提出前に関係町内会長が閲覧、同意するステップを踏んで欲しい。(住民との信頼関係を築くため)(※住民の不安感が強いと感じる)	ご意見ありがとうございます。
61	地域住民にとってのメリットは全くないとわかりました。誠意のある説明が聞けず残念でした。風力発電事業は撤回、中止して下さい。	事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民、有識者、行政等関係機関のご意見・助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。
62	①環境影響評価方法書を受諾したエヌエス環境株式会社は、石巻市に指名停止処分になっている。関東森林管理局からも指名停止されている。この様な企業を選定していることに疑問がある。また、この様な企業が作成した方法書は信用できない。	事業者として認識しており、すでに解決している内容のため、引き続き、環境影響評価法の手続きを実施して頂きます。
63	②合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所が経営破綻した場合、発電設備が廃墟となるが、その処理は町が負担することになる。破綻時の町の負担を回避する様に事業着手時に町に相当額を預託してもらいたい。	資源エネルギー庁ワーキンググループの指標をもとに現状復旧にかかる費用の積立を実施しておりますため、町の負担はございません。
64	③残土が方法書に排出とされているが他市町村からの残土を受け入れたことはないのか、この事業は残土ビジネスであると思う。	残土につきましては、場内処理予定で考えておりますが、現時点では詳細が未定のため、準備書において具体的にお示し致します。
65	④本事業においては事業全体の資本金資産が事業規模に対して不相応であると思われる。また、この事業に対する当別町の具体的なメリットが見えない。この点が松前市の風力発電と異なっていると思う。	資本金＝事業費とはなりません。 事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民、有識者、行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。

66	<p>方法書第 5 章-2 に(2)累積的な影響とあります。石狩市と当別町あわせて 50 基以上の風車群となった場合、健康被害が起きる可能性は無いのか。低周波の調査もされるとのことですが、どのくらいの音圧で人体に影響が出るかという、はっきりしたデータはあるのか。建設してみないと被害が出るかどうかわからないような物を民家の近くに作るのは迷惑である。</p> <p>同じく第 5 章 5-3 の鳥類への影響と土地の改変に伴う自然環境に対する影響も大いに心配である。</p> <p>当別町は美しい田園風景があり、さまざまな渡り鳥も飛来する環境が町民に愛されている。この事業で計画されている風車は大きすぎ、多すぎ、目立ちすぎと思う。</p> <p>10 月 24 日の住民説明会に出席したが、多くの人の質問に丁寧な説明がされているとは思えなかった。</p> <p>当別は低い山並みが続く風景が特徴であり、風車によってどう変わるのかを、予想図も見せて説明すべき。</p> <p>本州で開発後に土砂災害が起きた例もあり、民家のある地域は避ける配慮は十分にされているのか。</p> <p>大規模な発電計画だが、消費地はどこか。当別で消費する電力だけなら、この規模のものは不要と考える。</p>	<p>地域住民の方々に健康影響が出ることは、事業者として避けるべきであると認識しております。事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民・有識者・行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
67	<p>低炭素社会実現の風潮に乗りカタチの手続きを進めれば計画は実現するという発想が見え見えの説明会である。</p> <p>緑深き当別の山野を壊し、化物の如き 160m の風車を多数建てて喜ぶ人はいない。あの山並みに怪物まがいの風車が立ち並ぶ景色は如何に再生エネルギーの社会といえども許されない。</p> <p>厚田高岡地区の計画を含めて白紙撤回の方策を検討されることを提案する。</p>	<p>環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めてまいります。</p> <p>上記を踏まえ、事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民、有識者、行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
68	<p>昨日の説明会で農業法人「水杜の郷」がとった行動に強く抗議します。</p> <p>マイクがなかなか回ってこないため、発言した参加者が近寄ると危険だから帰ります。よくもヌケヌケと言ったものです。</p> <p>我々町民は風力発電によって被害を受ける危険な立場にあり、我々の生活が危険なのです。私は、あの方がまえに行き意見を述べた行動は理解できますし、危険な雰囲気ではありませんでした。住民の疑問や不安に応え信頼関係をつくらうとする姿勢が全く見られなかったからではないでしょうか。</p> <p>例えば、前回「配慮書」の段階で住民の意見を如何にして聴取したのか？</p> <p>前回の貴方たちの答弁です。</p> <p>「なるべく一般の方に目につく形で、もともとの配慮書の縦覧する機会を必ずつくらせていただきます。そしてご意見の聴取の機会も必ずつくらせていただきます。誠にもって申し訳ございません。改めまして、私どもの事業をすすめていただきたいと思いますと考えますが、その前の段階に一度戻らせていただきます。」</p>	<p>誤解を与える結果となりましたこと深くお詫び申し上げます。環境影響評価法上、計画段階配慮書手続きは終了しておりますので戻ることはございません。</p> <p>環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めてまいります。</p> <p>上記を踏まえ、事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民、有識者、行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>

	<p>「配慮書」の段階に戻って、説明会を開催すると「水杜の郷」の■■■■氏が約束したのではありませんか。そのことに関して 10 月 23 日の午後 9 時を過ぎてからのヒルズの会長への回答、配慮書の段階まで戻すといいながら先へ先へと進める態度や知事の意見を文書に残し公表することを怠る等、全く誠意が感じられません。</p> <p>健康や資産価値下落などの被害は補償されるのか。撤去の負担に責任がとれるのか、外国資本の影、土地・資金転がしの疑惑、これらの質問に対しては「調査中」または用意された台本通りの回答が繰り返されるばかり、さらに説明会は今回で打ち切り、延長や再度の設定はない。質問のあった調査結果や疑問は次回「準備書」の説明会で行なうといいました。しかし、準備書の段階では我々は意見が言えないのではありませんか。</p> <p>異常気象がおきている昨今、地球温暖化から脱炭素社会をつくり上げる必要があります。再生可能エネルギーは必要です。だからといって何の検討もなく結果を受け入れるということではありません。西当別風力発電事業は、石狩市との境である山の峰を切り開いて建設されます。温暖化対策である事業が、CO2 の吸収源である森林を伐採するのは、本末転倒ではありませんか。水源の枯渇や土砂災害の発生の要因にもなり、我々の安全安心な生活を脅かし、自然を破壊する可能性が大きく、動物、鳥類、植物、昆虫などの生息空間を脅かします。風車のブレード回転による低周波音・超低周波音は山に生息する動物、鳥類ばかりでなく、人間にも影響を与え全国各地からその声が届いています。</p> <p>※事業者注記)上記の■■■■は、個人名のため伏せ字とさせていただきます。</p>	
69	<p>1,太陽光や風は資源です。その資源は当別町民が納得できる利用方法を考えるべきです。他県からきた企業が、町民が納める再エネ賦課金を吸い上げて当別町民に還元されないことに矛盾があります。発電所の固定資産税分は地方交付金が減額されます。メリットを説明してください。</p>	<p>地元への還元が出来ますよう、関係自治体含め協議させていただきます。</p>
70	<p>7, 風力発電からの低周波音・超低周波音による主な被害は「環境性睡眠障害」と「風車病」があります。いずれも転居すると症状が改善されたと報告されています。このことから低周波音・超低周波音との因果関係は明白です。(日本医師会調べ)風力発電が建設され健康被害が発生した時、誰がどのように責任をとるのでしょうか。</p>	<p>超低周波音については、これまで国及び研究機関等の調査結果により風力発電機による影響がほぼ無いことが示唆されており、環境影響評価の手続き上、対象外となっておりますため、自主的な取り組みとして調査・予測・評価を行い、その結果を踏まえ、適切に影響の回避・低減に努めてまいります。</p>
71	<p>9, 超低周波音による健康被害について、どの程度情報を集めているのか提示してください。方法書においても「一般の意見において超低周波音による影響に対して懸念」が見られ配慮書に対する経済産業大臣の意見にもそのことにふれています、実際に稼働している風力発電所がもたらしている健康被害の実態とその立地状況について、正確な状況把握が事業者にとっては欠かすことができないでしょうから。</p> <p>質問・疑問はまだあります。これらの諮問に的確に答えられないときは(我々が納得できない回答)、直ちに西当別風力発電事業を中止してください。</p>	<p>超低周波音については、これまで国及び研究機関等の調査結果により風力発電機による影響がほぼ無いことが示唆されており、環境影響評価の手続き上、対象外となっておりますため、自主的な取り組みとして調査・予測・評価を行い、その結果を踏まえ、適切に影響の回避・低減に努めてまいります。</p>

72	<p>説明会は内容が不十分のまま終わってしまいました。一貫して広く町民に説明する姿勢ではありませんでした。</p> <p>説明によれば、当別町の環境にとり深刻な影響を生じる事業であり実施すべきではありません。</p> <p>巨大な構造物が当別町の美しい環境を破壊してしまいます。住民を不幸にする事業の中止を求めます。</p> <p>札幌近郊の自然豊かなベッドタウンとしての価値を無にしてしまいます。</p> <p>説明会について</p> <p>①質問時間を多く取るためとは言え方法書の内容説明を1時間程度で終わらせるのは無理であり、十分な説明ではなかった。</p> <p>②各環境影響評価項目の評価の手法について説明が無かった。</p> <p>③方法書による風力発電機配置検討位置に基づく眺望景観の概要を示すべきだった。</p> <p>④配慮書に対する町、道、国の意見と対する事業者の見解の説明が無かった。</p>	<p>ご意見を踏まえ、検討致します。</p> <p>評価方法は、「発電所に係る環境影響評価の手引き」を参考にしてまいります。</p> <p>景観につきましては、今後、方法書でお示しております景観調査実施後にフォトモンタージュを作成し、お示してまいります。</p> <p>計画段階配慮書に対する道と国の意見と事業者の見解につきましては、方法書にお示しております。</p> <p>※町の意見は、道の意見に反映されております。</p>
73	<p>事業の内容について</p> <p>①我々当別町民は先人が伝えてくれた貴重な財産である歴史と生活文化、この基盤となる自然環境と美しい景観を後世に引き継ぐため「美しいまち当別をみんなで作る条例」を制定している。</p> <p>②条例において住民は美しいまちづくりの推進に努め、事業者は町及び住民が行うこの活動の推進と協力を努めることとしている。</p> <p>③まちの周辺に連なる美しい山並みとこれによって形成された田園や街並みの環境は町の景観計画においても貴重な景観資源と位置づけられており、春夏秋冬町民を育む町民の宝であり当別町そのものである。</p> <p>④景観計画においては景観阻害要素の排除、構造物の建設にあたっては周辺景観から突出しない調和を求めている。</p> <p>⑤事業計画による風力発電構造物は山並み稜線を極端に凌駕する巨大なものであり、当別町の景観環境の致命的な破壊と生活者の犠牲をもたらす。</p> <p>⑥本事業による施設の存在は極めて大きな環境破壊となり、再生可能エネルギー活用の意義と便益をはるかに超え比較にならぬほど大きな損失を町民にもたらし、環境への影響は回復不可能であることが既に明らかである。</p> <p>⑦上記により、(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業は当別町の将来発展に取り返しのない極めて大きな障害となり、次世代への負の遺産となることから実施には反対する。</p>	<p>環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めてまいります。</p> <p>上記を踏まえ、事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民、有識者、行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
74	<p>令和3年10月24日に行われた西当別風力発電事業の説明会に参加したが、住民の合意を得ないままに、事業を進め様としている。</p> <p>データの開示も不明確であり、説明会は事業推進のためのアリバイ作りと感じる。</p> <p>よって、風力発電事業には、明確に反対します。</p>	<p>環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めてまいります。</p> <p>上記を踏まえ、事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民、有識者、行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>

75	<p>1.配慮書 計画内容についての縦覧⇒当別町広報 8月号に掲載 北海道新聞掲載(2020/8/4) 配慮書の当別町民に対する周知が不十分で、町民は風力発電計画について何も知らず、配慮書に対する町民の意見は一件もなかった。配慮書の説明会は開催されていない。</p> <p>2.方法書 配慮書に基づき環境アセスメントを実施するための具体的計画 方法書の縦覧⇒住民意見提出⇒説明会開催(2021/4/9と4/11の2日間)説明会で発言された疑問 意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮書の内容が全く知らされないまま、方法書に進んでいる。</li> <li>・配慮書に対して当別町民の意見が一件もないことは、縦覧方法に問題がある。</li> <li>・配慮書の縦覧でどのような意見が出ているのか、回答を含めて報告してもらいたい。</li> </ul> <p>事業者・・・方法書の説明はできるが、配慮書に対する意見の数は膨大です。読み上げることは可能ですが、ただ、もしもほかの方々が・・・(これ以上の説明は無かった)</p> <p>これらのことから、議論が紛糾した結果、1.配慮書に戻って説明すると事業者が回答する。(方法書議事録に掲載されている・・・議事録は閲覧でき確認した)</p> <p>3.配慮書を含む事業者の説明会(2021/10/24 階 催 15時～18時)(西コミセンで2度目の説明会開催、参加者は200名を超える)</p> <p>説明会の内容・・・前回の説明会で約束した内容を翻し、配慮書には戻らないと発言する。議事の進行について再度紛糾し、終了時間の18時を大幅に超える。全町内会長を対象とした説明会開催を確約し終了する。</p> <p>4.1～3の経過から見ても、事業者が当別町民に対する姿勢は、連絡・情報を周知して理解を深め事業を進める基本姿勢に欠けていると判断せざるを得ません。</p> <p>このような状態で風力発電所が建設された場合、当別町民の健康と生活が犠牲になっても、因果関係が証明されていないとして誠意ある対応がとられず、風力発電所を稼働し続けることが考えられます。静岡県東伊豆町の風力発電所で起こった試運転時から5名の住民が亡くなるようなことは(血圧上昇によるクモ膜下出血、心筋梗塞)許されません。私たちの生活を脅かす風力発電所建設はやめるべきである。</p>	<p>誤解を与える結果となりましたこと深くお詫び申し上げます。環境影響評価法上、計画段階配慮書手続きは終了しておりますので戻ることにはございません。今後も環境影響図書縦覧と意見募集について、広く周知するよう努めてまいります。</p> <p>事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民、有識者、行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
76	<p>5.前倒し調査の地域コミュニケーションについて 前倒環境調査を適用する場合、地域コミュニケーションは重要である。特に、<u>前倒環境調査を配慮書の公告より前から開始する場合、地域住民・自治体等の理解を得るために、特に早期段階からの適切な頻度での丁寧な説明が重要であることに留意する必要がある。</u>とNEDOが示している。このことについて、上記下線部についてまったく留意していない。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今後の調査につきましては留意致します。</p>
77	<p>6.風力発電所建設による重大な問題点 風力発電のブレード回転によって起こる低周波音、超低周波音、振動被害</p>	<p>超低周波音については、これまで国及び研究機関等の調査結果により風力発電機による影響がほぼ無いことが示唆されており、環境影響評価の手続き上、対象外となっておりますため、自主的な取</p>

<p>・人に与える健康被害・・・睡眠障害、目眩、吐き気、頭痛、血圧上昇、心筋梗塞、クモ膜下出血など命に係わる問題である。</p> <p>低周波音、超低周波音について、G 特性や1/3 オクターブバンド音圧レベルでは正確な測定が不可能である。風力発電所が建設される以前に、石狩市に設置されている風力発電所を実測し問題を解決する。その際、測定技術者は町民が指名する者とする。当別町だけでなく石狩市の風力発電計画についても累積影響について、条件、計算式など納得のいく説明をすること。</p> <p>フィンランドの現境医学協会による最新の疫学調査(2016年)は、風車から発する低周波音・超低周波音は、風車群から15km離れなければ有意に低減しないことが分かった。(聞き取り対象者には健康面の変化と風車群との関連性について事前に何も知らせていなかった) 上当別の農家から直近の風力発電まで、約0.7kmとは説明がつかない。</p> <p>・家畜に与える被害・・・乳牛⇒ストレス、振動のため横にならない⇒乳が出ない奇形の仔牛が生まれる。 鶏⇒産卵しない、黄身の卵を産む 当別町には約50件の畜産農家がある。</p> <p>・コウモリの大量死が招く害虫発生の増大と農業被害の拡大</p> <p>カナダの研究者チームが風車の周りで死んでいる動物を調べたところ、約6割がコウモリだった。死んだコウモリ188匹を回収し原因を究明した。解剖して判明した死亡原因はブレードが回る時に起こる急激な気圧変動！コウモリの死因は、ブレードが回り支柱の後方に作り出される乱流(急激な気圧変動)で、肺の中の血管が破裂し血液が肺の中に充満したことによるものであった。</p> <p>コウモリは1日に体重の20%以上の虫を食べる。蠅、ゴキブリ、蛾、カメムシ、蚊、甲虫、ウンカを食し、人間にとっては益獣であり鳥獣保護管理法で守られている。これらのことに関連して、風力発電事業者は害虫による農業の現状調査から状況を把握し、風力発電稼働後との比較を行って被害の確認を行う必要性が生ずる。</p> <p>被害の増大が確認された場合、農家に対する補償をしなくてはならない。</p> <p>・風力発電所稼働による環境破壊と、新たな感染症の発生</p> <p>鳥類やコウモリが自由に飛びまわる空間に風力発電所を建設することは、生態系の循環を破壊するものである。渡り鳥や猛禽類の生活空間を奪うばかりか、ウイルスの貯水池と言われるコウモリの大量死によって、新たな感染症の発生を当別町から生み出す危険性が十分にある。</p> <p>・新型コロナウイルスと遺伝的に近縁なウイルスを検出した。(2020/11/4発表)</p> <p>人間に感染する可能性は低いと考えられるが、分布状況や中間宿主となる動物への感染性について解析が必要</p> <p>キクガシラコウモリ属の一種コキクガシラコウモリから検出(東京大学大学院農学生命科学研究科、山口大学農学部、岩手大学獣医学部、国立感染研究所など)</p>	<p>り組みとして調査・予測・評価を行い、その結果を踏まえ、適切に影響の回避・低減に努めてまいります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を引き起こすウイルス(SARS-CoV-2)は、もともとコウモリが持っていたウイルスが人に伝播したと考えられておりますが、SARS-CoV-2自体はコウモリからは見つかりません。コウモリから別の動物を介して人間に感染した可能性が最も高いとされております。</p> <p>そのため、コウモリが直接、COVID-19を引き起こす要因になるとは考えていないため、感染症発生防止を視野に入れた調査ではございません。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>・アデノウイルスを2株検出した。そのうち1株は新種である。(2019/2/18 発表)</p> <p>在来種であるモモジロコウモリ、ヒナコウモリから検出(東京大学大学院農学生命科学研究科、北海道大学人獣共通感染症リサーチセンター、山口大学共同獣医学部獣医微生物学、日本大学生物資源学部獣医微生物学)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人に与える健康被害・・・風邪症候群、胃腸炎、プール熱</li> <li>・犬に与える被害・・・犬伝染性肝炎、犬伝染性咽頭気管炎</li> <li>・鶏に与える被害・・・鶏封入体肝炎、産卵低下症候群</li> <li>・牛、豚に与える被害・・・呼吸器症状、下痢、虚弱症候群</li> </ul> <p>今日の世界的なコロナウイルスの蔓延は、人命、生活、経済へ大きな影響を与えている。西当別風力発電事業が計画されている弁華別から上当別の地形は、ほぼ中央部に材木川の源頭部があり、派生する小さな沢が複雑に入り組んで流れ込み上当別の平地に至っている。こうした地形はコウモリの生息に適した環境であり、当別町で7種類、石狩市八の沢で7種類のコウモリが確認されている。</p> <p>新型コロナウイルスと遺伝的に近縁なウイルス及びアデノウイルス2株が検出されたコウモリは、山の峰を境とした当別町、石狩市に生息している。(ニホンキクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ヒナコウモリ)</p> <p>方法書に記載された動物【哺乳類】の調査は、コウモリの生息を点で把握するものであり、新たな感染症発生防止を視野にしたものではない。さらに、調査地点を追加したとしても風力発電所建設によるコウモリの墜落死は防ぎようがなく、近年の調査研究の成果を無視し風力発電所建設による環境破壊を行うことは、当別町にとってプラスになることはない。</p>	
78	<p>7.風力発電機の火災と対応について</p> <p>昨年12月に、秋田県由利町でユーラス西目ウインドファーム15基のうち、1基に火災が発生しナセルが焼損しました。事故機は山林の中に設置されており、夏場であれば山林火災を引き起こす可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このような事態になった場合の法的責任の所在について、どのように考えているのか。森林が延焼した場合、対応や損害賠償などについての基本方針を示すこと。</li> <li>・風力発電の火災消火活動は消防署の責務でないとした場合、事業者はどのような対応を取るのか示すこと。</li> <li>・ナセルの位置が高さ100mにあるため、当別町の消防署による消火活動の対応はできない。独自の対応を講ずるのか具体策を示すこと。</li> <li>・風力発電所の位置は山の峰にあり積雪時に事故があった場合、林道などの除雪体制をどのような計画を立てているのか示すこと。</li> </ul>	<p>火災対応につきましては、メンテナンス体制を整え対応していきます。</p> <p>また自動消火装置の導入も含め安全対策を検討してまいります。</p>
79	<p>1)この事業を行う場合、台風が来て風車が壊れて、修繕費用がかさんで事業の採算が取れなくなった場合、貴社同会社風力発電所は勝手</p>	<p>資源エネルギー庁ワーキンググループの指標をもとに現状復旧にかかる費用の積立を実施しておりますため、町の負担はございません。</p>

	に撤退でき、風車の撤去費用は地権者や地元自治体に押し付けることができるということなので、そのようなことのないように念書を一筆記入できますか。	
80	2) 地権者と契約をした際、地上権設定契約書という説明をしたか、否かお答えください。	事業者による地上権設定をしております。
81	3) 貴事業の年間計画発電量を得るためには、風速何メートルの風が吹いていることが条件ですか。当町の風が発電計画ポイントでの風向調査データにてお知らせ下さい。	年間平均風速6m/sを基準としております。
82	1) 風車(風力発電の原動機部分)の耐用年数は、一般的には20年、日本の税法では17年国税庁のホームページでは省令では9年が適用されるとなっているようです。様々な解釈がありますが、御社では耐用年数は何年で規定されて運用される決まりでしょうか。	耐用年数は20年と考えております。
83	2) EPC 業者は決まっているのでしょうか。	現時点では未定となります。
84	3) 地上権設定契約という合同会社 SPC と地権者との契約になっています(P3)が、この契約には問題点が非常に大きい点があります。それは、土地を買った事業者=合同会社西当別陸上発電所に強い権利が与えられます。設定期間は何年間で設定していますか？35年ですか？お答え下さい。又この契約書の中に「倒産隔離」の条項が入っていますか？お答えください。	設定期間につきましては、売電開始日より20年を経過した日としております。  倒産隔離の条項は入っておりません。
85	1) 風況精査の実施が必要とのことですが、建設予定地での実施したデータの公開をしてください。 ①風況観測(最低でも1年間) ②風況データの処理、解析、評価 ③風況シミュレーションにより風況の推定評価、又、これを実施した会社名、日時、実測した風況データを公表してください。	情報資産のため、公表することは出来かねます。
86	2) 風力発電は陸上だけではなく洋上でも行えるが、なぜ今回陸上での風力発電を行う計画がされたのでしょうか。	そもそも洋上の検討はしておりません。
87	3) 風車メンテナンスには、高所作業をされる特別な技術を持った人員が必要と聞きますが、そのメンテナンス会社との契約は済ませられていますか。又そのメンテナンス会社名を公表してください。	現時点では未定となります。
88	10月24日、11月4日の説明会意見交換会の席で両名が発表された内容について何一つ実行、返答がないまま現在に至っている。 この事は、両名又、会社として全く誠意のない態度であり、住民とのコミュニケーションを進めるといふ基本理念にかけており、我々町民としては経済産業省、電力安全課宛、事業者がいかにかいい加減な会社であるか告知します。結果によっては今後の環境アセスの進行上、重大な問題になる事と思います。我々住民の意見、問い合わせに対し、誠意を持って対応しなければ事業遂行上、重大な問題も発生する事、十分理解した方が今後の為です。	ご意見ありがとうございます。住民の方々とのコミュニケーションを図れるよう努めてまいります。
89	1, 予防原則について。 ① 予防原則の内容について理解していますか？その内容を述べてください。	予防原則とは「環境に対する侵害の回避・予防が、事後の回復や除去よりも優先するとの考え方」と認識しております。

	<p>②平成 12 年度「環境白書」に上記「予防原則」が述べられている事実を理解していますか？その内容を述べてください。</p> <p>③平成 12 年 12 月発表「環境基本計画」の内容を理解していますか？その内容を述べてください。</p>	<p>平成 12 年度版環境白書には、「人や生態系への影響については、回復困難なものも多いため、環境対策においては予防原則を適用することを第一に考えることが基本となる。このため、まず、環境の状況や汚染物質の排出状況を的確に把握することが必要である。」との記載がございます。</p> <p>平成 12 年 12 月に閣議決定された第 2 次環境基本計画では、地球温暖化対策等、重点的に取り組むべき 11 の分野について戦略的プログラムを設定しております。本計画にはエネルギー供給事業者の役割として、「発電効率などのエネルギー転換効率の向上や天然ガスなどの利用、太陽光や風力などの自然エネルギーの開発導入を進めます。」との記載がございます。</p>
90	<p>2,上海電力について</p> <p>①貴社が当別町を最初に訪問した際「上海電力」が同行した事実があります。「上海電力」と水杜の現在の関係について述べてください。</p> <p>②何故上海電力が同行したのですか？</p>	<p>左記、事実はございません。</p> <p>水杜の郷と上海電力の関係性につきましては、事業者とは関係ございませんのでわかりかねます。</p>
91	<p>3,SJ ソラーについて。</p> <p>①SJ ソラーは貴社と上海電力 3:7 の出資となっておりますが貴社の出資金額はいくらですか？</p> <p>②SJ ソラー竣工の際、在中国大使館の公使が出席しています。通常では考えられないことですが、出席の意図はなんですか？</p>	<p>水杜の郷と上海電力の関係性につきましては、事業者とは関係ございませんのでわかりかねます。</p>
92	<p>4,建設資金調達について。</p> <p>10 月 24 日の説明会配布資料より。(3 ページ参照)</p> <p>①西当別陸上発電所←(ローン契約)金融機関とあります。</p> <p>ローン契約の際の金融機関の抵当権設定は必須です。当該会社(西当別陸上発電所)の何をもって抵当権充実に充てるのですか？</p> <p>②建設資金調達先について。</p> <p>先の 4 月 11 日の説明会議事録を読むと出資企業は大手鉄道会社、大手電力会社、大手証券会社と発言されています。</p> <p>証券会社は当方の調査で SBI 証券であることが判明しました。</p> <p>24 日になっていきなり金融機関のローン契約となっており上記鉄道会社、電力会社との出資計画は以後どうなっているのですか？</p> <p>4 月 11 日と 10 月 24 日の説明に齟齬があるのではないですか？答えて下さい。</p>	<p>地上権です。</p> <p>調達先につきましては、現段階では検討中となります。</p>
93	<p>5,景観基本法の概念について。(平成 17 年 9 月作成)</p> <p>上記概念には基本理念として住民、地方公共団体、事業者、国の「責務」が明記されています。「業者の責務」について述べてください。</p>	<p>第 5 条に規定されますように、「事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない」と認識しております。</p>
94	<p>6,「景観利益」について。</p> <p>景観利益についてどの様に理解しているのか？明確に述べてください。</p>	<p>良好な景観に恵まれた地域に居住する住民が、その景観を生活環境として享受する利益と認識しております。</p>
95	<p>7,4 月 11 日の発言について。</p> <p>同日の議事録で 〇〇氏は「配慮書」に戻って再度住民とのコミュニケーションを取るとありますが、10 月 24 日はいきなり方法書の説明に入りました。</p>	<p>誤解を与える結果となりましたこと深くお詫び申し上げます。環境影響評価法上、計画段階配慮書手続きは終了しておりますので戻ることはございません。</p>

	<p>た。識事録の発言を無視した一方的な手法について発言者はどの様に思っているのか？明確に答えて下さい。</p> <p>※事業者注記)上記の ■は、個人名のため伏せ字とさせていただきます。</p>	
96	<p>8,当別町高岡地区の土地買収について。</p> <p>水杜は今回の陸上発電計画地以外にも下記の通り土地を買収しています。</p> <p>地番:当別町高岡 3198-8～998 計 15 筆</p> <p>地目:原野、山林、畑、宅地</p> <p>面積:約 25ha</p> <p>この買収で一部地区(2ha)の買収価格、調査結果:8,250 円/坪</p> <p>この価格は太美地区で現在販売されている宅地価格とほぼ同額です。原野山林をこのような破格価格での土地買収の目的は何なんですか？</p> <p>資金はどの様にして調達しているのですか？</p> <p>(2017 年東京商エリサーチの調査では貴社の売り上げは 12 億円となっています。このような企業に融資する金融機関は考えられない)</p>	<p>水杜の郷の土地購入価格につきましては、事業者ではわかりかねます。</p>
97	<p>9,字上当別 6299 番地について。</p> <p>令和 2 年 4 月 24 日ウインドパワー(株)から合同会社西当別陸上発電所に 20 年間の地上権設定がなされますが、何故事業主体の合同会社西当別陸上発電所名義にならないのか？</p>	<p>事業者としてスキーム上、地上権で問題ございません。</p>
98	<p>10,ウインドパワー(株)につて。</p> <p>ウインドパワー(株)は水杜の郷の関連会社(子会社?)との発言が 10 月 24 日の説明会でなされています。上記 6299 番地の土地取得の資金は何処が調達したのですか？明確に回答してください。</p>	<p>ウインドパワー及び水杜の郷との関係性につきましては、事業者には関係ございませんのでわかりかねます。</p>
99	<p>11,水杜の郷代表 ■氏について。</p> <p>度重なる説明会の席でなぜ代表の ■氏が答弁しないのか？</p> <p>10 月 24 日の説明会の際、 ■氏は ■氏が会場にいと発言しています。何故我々の前に出てきて挨拶なり討議に加わらないのか？以上 2 点明確に述べてください。</p> <p>※事業者注記)上記の ■は、個人名のため伏せ字とさせていただきます。</p>	<p>事業者としてはわかりかねます。</p>
100	<p>12,水杜の郷について。</p> <p>①直近の年商(売上金額)は？</p> <p>②SJ ソラーからの年間売電収入の配分金額は？</p> <p>③他でもソーラー発電事業を行っていると言言がありました。貴社の全ソーラー発電収入は年間いくらですか？</p>	<p>左記内容につきましては、事業者としては、わかりかねます。</p>
101	<p>13,上海電力日本について。</p> <p>国家電力投資集团公司⇒上海電力⇒上海電力日本⇒SJ ソラー</p> <p>*国家電力投資集团公司は中国共産党下の国営企業</p> <p>上記の構図をどの様に理解しているか？</p> <p>上海電力日本と水杜の関係は？明確に答えて下さい。</p>	<p>水杜の郷と上海電力の関係性につきましては、事業者とは関係ございませんので、わかりかねます。</p>
102	<p>14,FIT について。</p> <p>合同会社西当別陸上発電所は何時(年月日)経産省から FIT 認可を受けましたか？</p>	<p>令和3年3月です。</p>
103	<p>15,売電について。</p>	<p>令和2年12月です。</p>

	<p>10月24日の説明会資料(3ページ)に合同会社西当別陸上発電所は「北海道電力」と電力供給契約とありますが、何時(年月日)契約を締結しましたか？</p>	
104	<p>16,風況調査について。 本日迄(11月9日)11月4日に質問した首記の地点、海拔等の返事がありませんでした。いつも空手形ですね。 貴社(合同会社西当別陸上発電所)令和2年4月21日申請の風況調査地点、高岡3198-431は調査地点としてはふさわしくないのでは？塔は計画風車WT12から南に約1kmでWT12以北の風車の風況調査データにはならないのでは？ 現在地に設置した経緯は？</p>	<p>用地交渉上、早くに設置できる箇所であったためです。</p>
105	<p>4.最も重要なことと思われる内容 (1)スウェーデンヒルズ住民約820名(330戸)の方々の健康に及ぼす低周波の影響 現在、多くの地域で風力発電が行われていますが、これら長期的な運転が周辺住民の健康に及ぼす影響について、疫学的な指標、判断基準は未だ示されていません。不定愁訴が多い等の実体から、長期に亘って、健康への大きな懸念があります。 一例ですが、日弁連ではこの実体を踏まえて、健康被害防止上の対策を講ずるよう政府(環境省)に要望書を提出しています。 このことについての検討が方法書では全くなされておらず、住民の健康に係わる重要な事柄であるにも拘わらず言及が一切ありません。</p>	<p>超低周波音については、これまで国及び研究機関等の調査結果により風力発電機による影響がほぼ無いことが示唆されており、環境影響評価の手続き上、対象外となっておりますため、自主的な取り組みとして調査・予測・評価を行い、その結果を踏まえ、適切に影響の回避・低減に努めてまいります。</p>
106	<p>(2)スウェーデンヒルズ近傍での風力発電事業によって、当該地の景観、自然環境を含む多くの価値が損なわれること。 ○スウェーデンヒルズについての説明 当地は周囲の森林・自然環境と一体的に構成される国内でも希な住宅地(面積約150ha)となっています。当別町は「札幌至近の自然あふれるまち」ですが、当区域はこの豊かな自然を最大限生かし、由来する名のとおり北欧の豊かな森に融和した暮らしをコンセプトにした統一感のある住宅地域となっています。当町内会では株式会社スウェーデンハウスと共にこのような自然環境と調和した健全、健康な住環境造りを標榜し、独自の規定を定めて全住民が長年に亘り遵守し、整備、美化、維持に努めて今日に至っています。 また、この地域の住民はこのような自然豊かで静かな落ち着いた街並みに好感を抱き、魅力を感じて道内及び本州方面から移住してきた方が大部分を占めており、更に、別荘として所有している方も一定数(約110戸)いる現状です。 更に、当別町が掲げる方針の一つ、「移住定住の促進」にも大きく貢献しており、このような長年の有形無形の取り組みのためか、スウェーデンヒルズは「北海道街づくり功労者知事表彰」を受賞し、「北海道まちづくり100選」にも選定いただいた住宅地であります。</p>	<p>環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めてまいります。 上記を踏まえ、事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民、有識者、行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
107	<p>○スウェーデンヒルズ住民としての意見 上述の自然環境と調和した住まいへの思いを共有する住民としては、僅か3km程の近傍に超巨大な風力発電所が建設されることで周辺の景観</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響が</p>

	<p>が大きく変容し、かかるこれまでの自然と調和した貴重な住環境が大きく毀損され、魅力が大きく低下、損なわれる事は相容れない事柄であります。</p> <p>従いまして計画の中止、若しくは計画変更、修正により、設置場所は当別町の住居区域から大きく離れ、健康や上述の住民がこれまで努め、継承してきた自然の豊かさへの思いを共有する地域住民の生活に悪影響を及ぼさない区域に設置するか、何れかの措置を切に希求します。</p> <p>5.その他</p> <p>因みに、当区域は平成2年3月、スウェーデン王国グスタフ国王陛下の来訪を受けた地でもある事、為念申し添えます。</p>	<p>あると予測された場合には回避及び低減に努めてまいります。</p> <p>上記を踏まえ、事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民、有識者、行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
108	<p>1, 当別町は「景観行政団体」の指定を受けています。</p> <p>道内の景観行政団体は他に11町ありますがどの町にも風力発電の大型風車は1基も存在していません。このことをご存じですか？</p> <p>敢えて「景観行政団体」の本町を選んで建設を計画している理由は？</p> <p>2, 当別町の「景観計画」(2009.2.23 策定)に「山間部の景観」(豊かな森林資源)と明記されています。貴社は今回の計画で「豊かな森林資源」の景観を無視していることは認識しているか？認識している場合何故事業を強行するのか？</p> <p>3, 「景観計画」の策定について理解しているか？</p> <p>* 景観法第9条1</p> <p>「景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」</p> <p>このようにして策定した景観計画をどの様に受け止めているのか？民意を無視していると思はないのか？</p>	<p>「当別町景観計画」および「景観法施行条例」について承知しておりますので、当別町の関係部署とも配慮書段階で協議しており、これらが風力発電事業の実施を即座に否定するものではないと認識しております。</p> <p>今後、方法書でお示ししております景観調査実施後に作成するフォトモンタージュを用い、当別町関係部署と再度協議を行っていく計画です。</p> <p>局所風況マップにおいて風況条件が非常に良い地域であるとともに、社会インフラ等の整備状況において事業性及び環境影響の低減を考慮できる地域であったため選定致しました。</p>
109	<p>4, 2009年3月20日参議院、東日本大震災復興特別員会での再生エネルギーに関する質疑での世耕経産大臣の発言内容を確認しているか？文書で回答願う。</p>	<p>申し訳ございませんが、左記書類を見つけることができませんでした。</p>
110	<p>5, 当別町住民の強い反対運動を無視してでも建設を強行するのか？</p>	<p>環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めてまいります。</p> <p>上記を踏まえ、事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民、有識者、行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
111	<p>6, いかなる開発計画でも事前説明には完成後のモンタージュ(完成予想図)を作成するのが常識です。貴社はなぜそれを行わないのか？この質問に対して準備書で云々と言っているがこれは許せない！！</p>	<p>計画が未確定な段階で完成予想図を作成することは不確実性が高く、信用を得られないことから、景観の調査方法等を方法書でお示しし、ご意見を頂いているところでございます。今後、方法書でお示ししております景観調査実施後にフォトモンタージュを作成し、お示ししてまいります。</p>
112	<p>7, 水杜の社員が居住する地域に本計画が提案されたらどう考えますか？はっきりと答えて下さい。</p>	<p>仮にそのような場合がございましたら、事業計画を確認させて頂き、国の脱炭素社会実現に向け然るべき判断をさせていただきます。</p>
113	<p>8, R.Sアセットマネジメントに運営管理との回答でしたが、当該会社は運営のノウハウを持っているのか？単なる投資ファンド(敢えて言えば、再エネ</p>	<p>管理運営につきましては、直接、特別目的会社にて行っております。</p>

	に目を付けた、ハゲタカファンド)が運営管理ができるとは思えないが？	
114	9,再エネ売電収入は誰が負担しているのか？	申し訳ございませんが、ご質問の意図がわかりかねます。
115	<p>◎2021年4月10日(土)15:00～17:00に、石狩市厚田区の望来コミュニティセンターで開催された(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業のアセス方法書の説明会の議事録を公開してください。</p> <p>議事録の公開については、説明会当日にも触れられましたし、10月20日に担当者に確認もとれました。</p> <p>石狩市役所からは、石狩市でも説明会の開催を要請されたと聞いてます。よろしく願います。</p> <p>◎高富貯水池の水源となっている所には風車を建ててはいけません。(説明会資料24ページ)この計画に反対です。</p>	<p>お時間がかかっており申し訳ございませんが、議事録は公開させていただきますので、もしばらくお待ちください。</p> <p>石狩市からの説明会の開催要請は頂いておりません。</p> <p>沈砂池の設置等、濁水にも配慮し、より良い計画を検討してまいります。</p>
116	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電建設で、2km範囲での低周波、地下への振動も気になります。この山林に生息するヒグマ、エゾシカを代表に小動物、鳥類の調査は進んでますか？</li> <li>・動物(鳥類も)、農畜産物(切花他)、住人への被害、対策、補償(保障も)を具体的に。</li> <li>・風車が山並みに立ち、遠くからも見えることからこの風車は、半永久に稼働するのですか？稼働年数はあるのですか？</li> <li>・12基建つ計画の理由がよくわからない。</li> <li>・途中での故障、破損での修理、撤去は、確実に行って、裸地にせず、植樹して元の山にしていただけなのでしょうね。</li> <li>・建てたいのであれば、住民の意見を聞いて答えて下さい。回らない風車は、イラナイです。負の残骸を残さないで。</li> </ul> <p>気になりご意見と今後の見通しについて、この計画が進みましたら、この一帯の調査、地形他の調査になりますよね。</p> <p>立ち並んだ12基の工事やメンテナンスは、どこがどんな会社が行うのか。</p> <p>最終的に解体はどこの業者にまかせるのか。</p> <p>建ってばなし事業ではないでしょうね。お約束して下さい。建てるなら、もとの山の姿にかえて欲しいです。四季を感じるこの町、町の風景が大好きです。必ずお答え下さい。</p>	<p>環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めてまいります。</p> <p>半永久的ではございません、一般的に寿命は20年～30年となっております。</p> <p>撤去に付きましては、資源エネルギー庁ワーキンググループの指標をもとに現状復旧にかかる費用の積立を実施しておりますため、風力発電設備・コンクリート等を撤去するとともに地権者の方々の意向も踏まえながら地形復旧し、また森林法に基づく植栽復旧計画も対応致します。</p> <p>メンテナンス会社に付きましては、未定でございます。</p>
117	<p>2021、10月24日(日)の説明があつて説明会に、リース会社の社員(担当者)で対応されていたと・・・してましたが、どうしてこの事業の責任者、土地の所有者の立合での説明がなされなかったのかがいまだに疑問です。</p> <p>どうしてですか？こんなに住人が大切な説明に問いかけているのに説得の余地あるだろうか？答えがほしいし、このままではとても反対です。反対としか言えないです。</p> <p>No1の意見書に書かずにどうしてか、疑問点ばかり書いてました。</p>	<p>誤解を与える結果となりましたこと深くお詫び申し上げます。事業者は合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所となります。水杜の郷は事業コンサルタントとして事業者から委託を受けた会社となります。</p>
118	<p>調査・予測の手法について、具体性を持った調査方法及びサンプリング地点やサンプリング数などその根拠が乏しい。その為、妥当性や信頼性に欠けている。また、評価方法についても同様に、妥当性や信頼性に欠ける。</p>	<p>調査、予測及び評価の手法の選定にあたっては、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、令和2年11月改正)及び専門家のご助言を参考に選定致しました。専門家からのご意見は、表6.2.-1(1)～(8)にお示してございます。</p>

	<p>手法および評価法は、有識者、事業者のみならず、地元住民の意見も取り入れて下さい。</p> <p>また根拠を明示（誰が、何の文献をもとに選定したのか）して下さい。公式な資料や識者意見を開示しないものは、根拠たり得ません。</p>	
119	<p>1.説明会での貴方の回答が極めて不誠実であり、次のとおり改めて意見を述べ質問します。</p> <p>10月24日(日)当日、住民から当事業について、多くの疑問、意見、質問がありました。これに対する貴社の回答は、「具体的な計画は準備書に移ってから、云々」の一点張りで総てに亘って不誠実な内容です。</p> <p>左記のとおり、「方法書についての環境保全の見知から・・・」とのことですので、私共の生活環境保全、住環境保全の見知から、以下記します。</p> <p>(1)風力発電機、風車からの低周波騒音の健康被害の、懸念について</p> <p>当日会場の出席者(住民)からは、風力発電が稼働した後、その低周波騒音についての影響がどうであるか、健康被害の懸念について多くの質問がありました。</p> <p>これについて、現時点での見解、他所での健康被害の実例、医学的・疫学的に安全か否か、等いずれの疑問にも適切な回答がありませんでした。</p> <p>これら総ての質問について誠実に回答をいただきたいと思えます。</p> <p>その上で、1基4,200kW、12基の風車からの騒音が周辺に及ぼす影響について医学的・疫学的にどうであるか、風車から約3kmの区域に約330戸800名の町民が纏まって暮らしているエリア(スウェーデンヒルズ)があり、波の干渉・増幅現象、風向き、季節変化および長期間に亘る暴露等も考慮するなど、科学的な根拠に基づいた客観的で公正な回答をお願いします。</p> <p>更に、この住宅地以遠の住宅地への影響についても同様です。</p> <p>地域住民が安全であることが担保できないのであれば、命、健康が最も大切であることは論を待たないので、計画は中止すべきと考えます。</p>	<p>環境影響評価法上、方法書のご説明として現地調査の方法及び予測評価の方法をご説明させて頂きました。</p> <p>超低周波音については、これまで国及び研究機関等の調査結果により風力発電機による影響がほぼ無いことが示唆されており、環境影響評価の手続き上、対象外となっておりますため、自主的な取り組みとして調査・予測・評価を行い、その結果を踏まえ、適切に影響の回避・低減に努めてまいります。</p>
120	<p>(2)景観を損ねることについての質問および貴方回答について</p> <p>これも上記同様、4月の説明会で、出席者からフォトモンタージュ作成依頼があったにも拘わらず今回も示されませんでした。大変不誠実な対応であり遺憾であります。</p> <p>当日の質問でも多数あったとおり、そもそも当区域は周辺の森林環境と調和した自然豊かな街並で、この自然環境、住環境故に転居している方々がほとんどを占めています。</p> <p>このような場所に高さ160mの風車が12基設置されることで、この景観が大きく毀損されるのは、許しがたい事業であるとの多くの住民の一致するところでは、</p> <p>このことについて誠実な回答がなく、改めて回答をお願いします。住民が納得し理解が得られないのであれば、これ以上本事業を進めることは、不可能と考えます。</p>	<p>計画が未確定な段階で完成予想図を作成することは不確実性が高く、信用を得られないことから、景観の調査方法等を方法書でお示しし、ご意見を頂いているところでございます。今後、方法書でお示ししております景観調査実施後にフォトモンタージュを作成し、お示ししてまいります。</p>

121	<p>2.環境影響評価書方法書の内容が、環境保全の見知も含めて虚偽内容であること 当地区、スウェーデンヒルズについての記載内容が偽りであること。</p> <p>当地について、同方法書の中での扱い、表現で、「約 330 戸 800 名の住民が纏まって生活する住宅街である」との記載が全くありません。これ程の広い住宅地域について、その存在が無いかのような現状認識は、大きな誤りであるばかりか、故意にこれを記載しなかった虚偽表現であると受け止めます。大きく信頼を損ねており、重大なコンプライアンス違反であり、また、貴社同様、同方法書を作成した社も法律(技術士法)にも違反したと考えます。</p> <p>このことについて誠実な回答をお願いします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。発電所アセス省令では、把握すべき配慮書地域特性に「住宅地」は挙げられておりませんので記載しておりません。配慮書地域特性に挙げられている「学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概要」については整理し記載しております。</p>
122	<p>①農業生産法人水杜の郷(株)の登記簿謄本には「風力発電事業」の記載はない。にも関わらず、なぜ、住民説明会で事業の概要で説明責任を持てるのか、全く理解できない。</p> <p>②合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所の資本金は 100 万円である。この資本金で社会的信用を伴う総投資予定の 200 億の風力発電事業がなぜできるのか。その説明責任を果たしていない。また、同社から代表者が一度も住民説明会に参加せず、また説明責任を証明できる社員が説明に出来ない。</p> <p>③住民説明会に新聞等の報道機関に開示しないことに事業者としての信頼度を高めていない。住民と事業者としての信頼関係を築こうとする姿勢が感じられない。責任のある立場の人間を説明会に出して欲しい。</p>	<p>事業者は合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所でございます。定款上、再生可能エネルギーによる発電事業を記載しております。</p> <p>風力発電事業のみを目的とした会社であるため、資本金比率は関係なく、本事業を担保に匿名組合出資を受け事業形成する流れとなります。</p> <p>住民説明会は地元住民の方々に対する周知の場であるため、報道機関等の開示につきましては、企業方針上含め、ご遠慮頂いております。</p>
123	<p>10月の住民説明会でお話させて頂きました。北海道知事からのフィードバックでは、十分な住民への説明、理解をえるように、又、不安を低減すべく尽力するようにと、丁寧に指示されていましたが、その日は時間もなく、又、見せて頂けないデータも多く何が何でもすすめたい！！以前の約束(配慮書の不明点への説明)などなかったことのように対応なく、不信任、不安、悲しみ、絶望・・・に沈んでいます。形だけです。責任は感じられません！！大切な森や山の生態形を多きく破壊しないとあの場所に建設出来ません！！住民の健康不安、被害事例からも大反対です！！</p> <p>子供達を育てている世代です。安心してくませません！！大変な間違いをおかそうとされています。人生最後の瞬間に胸をはれるお仕事をして下さい！！人として、今の世界に生を受けた人間として、どうか、間違いに気付いて下さい！！この場所ではダメ！！</p> <p>当日ウソも沢山ついていらっしゃいました。</p> <p>健康被害の配慮を既定のぬけ穴を利用しておろそかにする事は人権にかかわる別の問題が発生します。健康面も大問題です！！</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・もし健康被害がでたらどうして下さいますか？</li> <li>・当別の自然態形が破壊されたら賠償は出来ますか？</li> </ul> <p>これはしっかり対応をして頂きます。</p>	<p>誤解を与える結果となりましたこと深くお詫び申し上げます。環境影響評価法上、計画段階配慮書手続きは終了しておりますので戻すことはございません。</p> <p>環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めてまいります。</p> <p>上記を踏まえ、事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民、有識者、行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
124	<p>「配慮書段階に戻って・・・」と説明した水杜の郷[ ]の違背行為について</p>	<p>誤解を与える結果となりましたこと深くお詫び申し上げます。環境影響評価法上、計画段階配慮書</p>

	<p>本件の事業者水杜の郷は、本年 4 月 11 日に当別町西コミュニティーセンターで開催された「住民説明会」に於いて、「配慮書」の作成に当たって町民の意見を十分に聴取し、かつ丁寧な説明を加えたかの質問に対し、答弁に窮し、不手際を認め「配慮書の段階に戻って説明する」「各町内会を廻って説明する」と明言しました。これは水杜作成の議事録にも載っています。</p> <p>しかし、10 月 24 日の「住民説明会」には、前回の説明文書の表題「環境影響評価方法書」を単なる説明会に差し替えて提示、「配慮書に戻る」という言明を反故にしたのみならず、「方法書」の内容に関する質問意見に対してまともに回答せず、具体案のない「調査」という言葉を繰り返し、挙句の果て「この回答は準備書で答える」など、住民の質問に対し誠意を持って聴く姿勢が全く見られませんでした。こんな信用できない詐欺まがいの業者に我々の環境を委ねることは断じてできません</p> <p>2021 年 4 月 11 日 「環境影響評価方法書」説明会、2021 年 10 月 24 日 説明会、11 月 4 日 意見交換会</p> <p>このように「環境影響評価」に関する「方法書」についての「住民説明会」なのに、10 月 24 日からは、「説明会」のみのタイトルになっています。これはなぜでしょうか。意図的に「環境影響評価」の「方法書」の内容から、単なる「説明会」に貶め、「方法書」やそれ以前の「配慮書」への言及を避けようとする下心が見え見えではありませんか。「環境影響評価法」に基づかない説明会では、「住民説明会」とは言えませんし「方法書」の題名を省いて住民に内容を知らせまいとする意図が明らかで、このような小手先の技で住民をだまそうとする事業者は、公共の事業を担当する資格がありません。</p> <p>※事業者注記)上記の ■ は、個人名のため伏せ字とさせて頂きました。</p>	<p>手続きは終了しておりますので戻ることはございません。</p> <p>環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めてまいります。</p> <p>上記を踏まえ、事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民、有識者、行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
125	<p>「配慮書は熟度が低い」と言いつつ、提出する自己矛盾について</p> <p>伊達市大滝区等で大規模風力発電計画を進めてきたインベナー・ジャパンは、2016 年に「配慮書」の段階で「住民説明会」を開催している。水杜の郷は「配慮書段階では風車配置案も未定であり、計画の熟度が低かったことから説明会の開催を見合わせた」と回答してきた。しかし、「計画の熟度が低い」のであれば、本来配慮書も作成できないのが本当ではないか。その一方で事業実施区域は「必要な最小面積の 4 倍」を設定するなど、矛盾に満ちた回答であり、なぜ、住民説明会を実施しなかったかとの会社の方針の説明をはぐらかしているとしか言いようがない。住民が知りたいのは、住民の心に響く回答であり、「ご飯論法」まがいの言い逃れでは、不信が増すばかりである。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>計画段階配慮書に付きましては、事業計画の熟度が低いため、住民説明会を行いませんでした。</p> <p>今後、環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めてまいります。</p> <p>上記を踏まえ、事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民、有識者、行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
126	<p>阿蘇岩山及び当別神社に対する住民の信仰心を蹂躪する風車建設について</p> <p>当別町は明治 5 年、旧仙台藩岩手山領主であった伊達邦直主従の開拓により始まりました。彼らは当別の西にある阿蘇岩山が郷里の栗駒山に山容が似ているのに気づき、朝夕に伏し拝んで郷里を思い起こし、一日の安全と明日の幸福を祈りました。そのため、神社名も「阿蘇山神社」と命名し</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>

	<p>たほどで、後に「当別神社」と改称します。また伊達邦直主従は明治 4 年に現石狩市厚田区宇聚富に入殖し、当別への移住を策して知津狩川から山を越え、与六沢に出ております。この通路は言わば当別にとって歴史が刻まれた道であり、その阿蘇岩山の南に 12 基もの風車が立ち並ぶということは、町民の宗教心を冒瀆するものであり、歴史と信仰を踏みにじるものです。阿蘇岩山を拝む際に目に入らずにはおかない 12 基の風車は、まさに町民の願いと景観を毀損するものです。風力発電所の計画に断固反対し、撤回を強く要請します。</p>	
127	<p>超低周波音の発生とその影響について  風車の稼働による超低周波音の発生に関し、水杜の郷は、「方法書」において取り上げなくても良いのだが敷衍していると豪語している。  しかし、「方法書」のなかで「超低周波音」の調査期間は〔現地調査〕超低周波音の状況を代表する時期(秋季)に三日間とするとある。  他の事業所にあつては 1 カ月という調査期間が示されており、たった三日間で何が分かるのか。  また、調査方法についても何一つ説明せず、具体的な超低周波音の被害例を挙げても「準備書で」と答える始末で、超低周波音の「予測対象時期は発電所の運転が定常状態に達し、超低周波音に係る環境影響が最大となる時期とする」とあり、これでは、稼働ありきの対策で、影響が出たなら、直ちに稼働を止めるつもりはあるのか。  まず、事業者として、現在稼働中の風力発電所がもたらしている超低周波音の実態と状況を、東伊豆町、南伊豆町、和歌山県由良町、三重県青山高原等の例から調査をし、当別町においては、超低周波音の被害を出さないよう示すべきではないか。かかる健康被害をもたらしかねない事業については、その当事者である事業者自体に被害の立証責任がある。</p>	<p>超低周波音については、これまで国及び研究機関等の調査結果により風力発電機による影響がほぼ無いことが示唆されており、環境影響評価の手続き上、対象外となっておりますため、自主的な取り組みとして調査・予測・評価を行い、その結果を踏まえ、適切に影響の回避・低減に努めてまいります。</p>
128	<p>北海道の歴史は、その時代時代で中央で必要な資源の供給地として、ニシン、石炭、木材、農産物など、土地も含めて二重三重に資源が利用され、不要になるとそのまま放置されて来ました。今日、多くの捨ておかれた農地、森林、シャッター街、限界集落の存在がそのことを物語っています。「日本列島改造計画」にのっとり、細かく切り刻まれた農地や、レジャーブームにあやかって多く建設されたスキー場、ゴルフ場、レジャー施設など、大半は残骸のみが腐朽したまま放置されています。  それなのに、再生エネルギーが儲かるとなると死体に群がるハエの如くに、疲弊した農民を札ビラで叩いて襲いかかり、20 年間甘い汁を吸おうとする事業計画は絶対許せません。もう結構です。自分達の町は自分達で再生エネルギーを考え、自分たちで景観を維持し、自然破壊をやめさせます。おためごかしの外部からの侵略は断固として反対します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
129	<p>健康 ペットに対する被害に関わる意見書  初めに  以下の質問は全て現実にあったことで、著者等の人名を明らかにしているので容易に本を取り寄せたり、インターネットでの検索が可能なので、全</p>	<p>超低周波音については、これまで国及び研究機関等の調査結果により風力発電機による影響がほぼ無いことが示唆されており、環境影響評価の手続き上、対象外となっておりますため、自主的な取り組みとして調査・予測・評価を行い、その結果を</p>

	<p>てについてあくまでも貴社としての見解を必ず回答されたい。</p> <p>1.超低周波の威力について</p> <p>①超低周波は 1Hz で 343m の擁壁を透過する。(マリアナ・ペレイラ博士同博士名で講演動画視聴可能)</p> <p>②フィンランド環境医学協会が行った疫学調査で超低周波被害は震源から15km まででは低減せずに到達することが判明した。(四万十川財団のホームページで入手可能)</p> <p>③ドイツの地下核実験の探査用に設置された計測器で超低周波が 20km まで到達したのを確認した。(ドイツ国営テレビ「風車から発生する低周波音」でインターネット動画視聴可能)</p> <p>2.風力発電所と健康被害の関係について</p> <p>①東伊豆町では、風力発電機が破損して一時全機が停止した際に疫学調査を行い、症状を訴える 77 名について詳細な聞き取り調査を実施した結果、ほとんどの方の症状が改善されたことが判明した。(汐見文隆著『低周波音被害を追って』、山田大邦論文ファクスで送信済)</p> <p>②前上の結果を受けて、町、事業者、町内会の三者が協定を締結して、夜間は 10 機のうち住宅に直近の 3 基の運転中止、次の 2 基の回転数を 4 割削減させている。しかし、それでもいたたまれず転出した方々が現れた。この事実は、事業者が風力発電機による超低周波被害を認めたことを明示している。(山田大邦論文)</p> <p>③特徴的な超低周波による被害症状の例は、不眠、動悸、イライラ、頭痛、無気力、体のこわばり、歯頸からの出血、鼻血、三叉器官の損傷によるふわふわ感、内耳の有毛細胞の損傷等々(汐見文隆著前掲書他)</p> <p>3.風力発電所稼働によるペットの異常行動</p> <p>①飼い犬が気違い状態になって飼い主に歯を剥いてかかってくる。こんなことは風車が出来るまで決してなかった。(同上)</p> <p>②犬が夜洋服ダンスをこじ開けて、そこで寝ようになる。(1④に同じ)</p> <p>4.結論</p> <p>風力発電機から発生する低周波音、超低周波音は人間やペットに対して深刻な健康被害をもたらす凶器であり、建設されれば取り返しのつかない状態となる。西当別発電所建設計画には、断固反対する。</p> <p>(書籍、動画の検索方法は、先に提出した「質問書」に詳細に明記してあるので参照のこと)</p>	<p>踏まえ、適切に影響の回避・低減に努めてまいります。</p>
130	<p>第 2 章 2.1「対象事業の目的」について</p> <p>基本的に再生可能エネルギーの推進には反対ではない。未采の地球に生きる若者たちに安心した暮らしを残していけるのは、現時点では「脱炭素の環境」だと考えるからだ。しかし、次の 3 点において、合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所(以下、事業者)が具体策に欠けるので、意見を申し上げたい。</p> <p>1.事業者は当別町の財産である自然環境「風力」を使って、大都市へ電力を供給しようとしている。これは事業者だけが利益を得る構造である。ここでは当別町には 1 つも「メリットや還元」が明記されていない。</p>	<p>地元への還元につきましては、関係自治体含め協議させていただきます。</p> <p>売電事業終了後ににつきましては、資源エネルギー庁ワーキンググループの指標をもとに現状復旧にかかる費用の積立を実施しておりますため、風力発電設備・コンクリート等を撤去するとともに地権者の方々の意向も踏まえながら地形復旧し、また森林法に基づく植栽復旧計画も対応致します。</p>

	<p>2.当別町の条例には「地域経済の活性化」とともに「安全・安心を守り発展させるため」と記されている。当別町民にとって、重要なのは「安全・安心」である。この事業をすることによる「安全・安心」がいかに保持されるのか。還元が皆無であるならば町民の1人としてはこの事業には納得しない。</p> <p>3.風力発電の耐久年数は40年くらいが目途であるが、その後の環境保全の見地から考えると、具体的にどのような対処をされるのか。</p>	
131	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常に重要な事業であるが、当別町全体で説明会をしていない。</li> <li>・低周波が発生し、人間はもとより動物にも影響がある。</li> <li>・動物(家畜)に影響があるので生計が成り立たなくなる等の関係からこの事業に反対する。</li> </ul>	<p>方法書の縦覧の公告は、北海道新聞及び当別町・石狩市の広報誌で行っており、当別町全体を対象とした説明会を実施させて頂きました。</p> <p>超低周波音については、これまで国及び研究機関等の調査結果により風力発電機による影響がほぼ無いことが示唆されており、環境影響評価の手続き上、対象外となっておりますため、自主的な取り組みとして調査・予測・評価を行い、その結果を踏まえ、適切に影響の回避・低減に努めてまいります。</p>
132	<p>10/24 開催の住民説明会に参加したが、住民の環境に対する疑念・心配が払拭されない通り一遍の説明に終始していた。</p> <p>配慮書では、北海道知事から「関係市町、住民等への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めること。」とあるが、相互理解には至っていない。</p> <p>当別町、特にスウェーデンヒルズは、静かで快適な住環境を求めて居住しており、通常の住宅地とは状況が違うことに対する配慮がない。</p> <p>夏は窓を全開にして生活することが多く、風車からの騒音に対する住民への影響が、大きく懸念される。</p> <p>また、自然豊かな環境が価値あるものとしており、大型の人工物が常時見える状況では、固定資産である住宅の価値が低下する可能性が大きく懸念され、それに対する保証を求めることも困難である。</p> <p>このため、住民の合意なくては、方法書から先に進むことは許されず、もし、環境アセス手続きが先に進むことがあれば、国と北海道にも責任があると考えます。</p>	<p>環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めてまいります。</p> <p>上記を踏まえ、事業計画検討にあたり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民、有識者、行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
133	<p>「水杜の郷」のソーラーシェアリング事業の電力部門は、中国の上海電力日本という中国の国営企業であり、今回の当別町の風力発電においても資金源となることは明々白々であり、そもそも中国の日本における電力事業は、そのものの採算性よりも最終的には、日本の土地取得にあるとも言われていますので、この事業計画には反対いたします。</p>	<p>水杜の郷と上海電力日本の関係性につきましては、事業者とは関係ございませんのでわかりかねます。</p> <p>土地につきましては、現段階で左記事実はございません。</p>
134	<p>私は4月11日と10月24日の住民説明会に参加致しました。また、4月11日に参加してみて、再度の開催を約束されましたので、その際の開催のあり方について要請書にて申し入れました。</p> <p>この間、6月議会、9月議会にてこの事業について一般質問を行い、町長と議論して参りました。また、数ヶ所の町内会長さんとも話をして参りました。</p>	<p>方法書の縦覧の公告は、北海道新聞及び当別町・石狩市の広報誌で行っており、当別町全体を対象とした説明会を実施させて頂きました。</p> <p>また、それ以降につきましても継続して住民の方々との意見交換を実施しております。</p>

た。いずれにいたしましても、懸念する声ばかりでした。

人体に影響を及ぼし、自然環境に負荷を与え、家畜を飼って生業を立てている農家経営をおびやかす、150年かけて造った美しい景観を壊してしまいます。いずれも、建設されてからではとにかえしのつかない事態となってしまいます。

わざわざ北海道に進出することなく茨城で事業を展開して下さい。

私どもは、以下の内容を簡易書留で郵送させていただきます。

しかし、誠意ある回答は一度もありませんでしたし、要請内容に応える対応も最後までなかったと考えております。

住民説明会は全町民を対象に実施することに係る要請書

4月20日ころ、御社による風力発電事業に係る住民説明会開催のお知らせが高岡町内会より配布されました。4月9日から11日にかけて実施された住民説明会において、さらなる意見・要望を伝えたい、参加できなかったので再度開催してほしいという声を受けての開催という内容でした。開催は、5月27日午後6時～西当別コミセンとありました。聞くところによるとスウェーデンヒルズ町内会では、別途30日に住民説明会を開催するという事です。町内各町内会にも聞いてみましたところ、ほとんどの町内会では案内がないとのことでした。

開催される町内会、開催されない町内会、どんな基準で案内したのか理解できません。御社による風力発電事業は、建設場所、規模から言って当然町内全域が影響を受ける範囲と容易に理解できます。なぜ一部の町内会のみを対象として住民説明会を開催するのか納得のいく説明が求められます。4月9日から11日にかけて実施された住民説明会において出された意見・要望をきちんと受け止めしっかりした対応を求めるものです。

1 住民説明会は全町民を対象にし、町内数か所で実施することに

2 北海道は、現在緊急事態宣言を実施している自治体です。また、当別町を含む石狩振興局管内は、重点地域となっております。その点延期を含め十分配慮して開催すること。

当別町全域を見渡す標高150メートルの稜線一帯に国内最大級と言える高さ160メートル、プロペラの直径120メートルの風力発電所が12基建設されようとしている計画は、町民が毎日生活している地域から見ると、まさに頭上にそびえたつように見て生活することになるということです。

また24時間点滅する光は、穏やかに生活していた日常を壊すものとなります。

4月9日の住民説明会では、被害に対する補償の話になったようですが、いったん建設され、被害が及んだときは、いくら補償しても取り返しがつかない事態となります。お金の換えることができない価値ばかりなのです。

このような計画は、どうぞ茨城の地元で進めていただきたいと思えます。どうぞ茨城の方々に幸せを与えてあげてください。当別は結構です。お引き取り下さい。

	<p>二度説明会に参加させていただきましたが、質問に答える能力に欠けておりました。まったく答えることができませんでした。</p> <p>今も、反対する町内会が増えていっています。賛成する町民はいません。計画は撤回するしかありません。</p>	
135	<p>⑤風力発電施設が設置されることにより、スウェーデンヒルズの景観が害される可能性があることについての貴社の見解</p>	<p>方法書でお示ししております景観調査実施後に作成するフォトモンタージュを用い、関係市町村等からご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
136	<p>4 景観</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当別町側から考えると、丘陵地の尾根に 12 基の風車が並ぶ光景になる。夜間は航空標識灯が点滅する。当別町民が多く居住する地域のどこからでも見えることになると予想される。日常目にする生活景観が大きく改変されることになる。果たして、当別町民は望んでいるのか、慎重に判断していただきたい。</li> <li>・石狩市側からも当然見え、五の沢・高岡の農家にとっての生活景観が大きく改変される。石狩市側は、2 の累積的影響でも触れたが、ほかに 4 事業が計画されており、これらとの累積的な景観改変がおきることになる。どれだけのストレスが付加されるか、ぜひ、慎重に検討されることを望む。</li> </ul>	<p>方法書でお示ししております景観調査実施後に作成するフォトモンタージュを用い、関係市町村等からご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
生活環境等について		
137	<p>P3-6(836)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風配図の観測地点はどこでしょうか。</li> </ul>	<p>NEDO の局所風況マップより作図しております。図 3.1.1-2 中の水色でプロットした地点における風配図となります。</p>
138	<p>②近くには当別ダムがあります。地震による影響は山側にもないとはいえない。このような条件では自然を生かす風力とはいえないあまりにも非自然的な考え方からきているのではないか。</p>	<p>地震による水域への影響と理解しますが、当別ダムの集水域は対象事業実施区域と重複していないことから、当別ダムへの影響はないと考えております。</p>
139	<p>P2-15(17)</p> <p>水質調査地点 PW2 について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上流に客土の土取場があり、降雨による土砂流出の痕跡がある。水質調査 PW2 地点では風車設置工事による土砂流出との区別ができないと考えられます。</li> <li>風車設置工事による水質汚濁の判定ができる地点を再検討する必要性はないですか。</li> </ul>	<p>ご意見ありがとうございます。頂きましたご意見を参考に、調査地点を検討してまいります。</p>
140	<p>P2-23(25)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事实施時の水質汚濁について、沈砂池の設置だけでは不十分と思われる。資材運搬時などにおいて車両が引きずる土砂についての対策が示されていません。</li> <li>・工事完了時に裸地化した個所の水質汚濁対策は実施されるのですか。</li> </ul>	<p>搬入路は碎石舗装等を行い、裸地を走行しない計画ですが、搬入路のルートや構造等の詳細が未定であるためお示しできておりません。準備書において具体的な水質汚濁対策をご提示致します。</p> <p>碎石舗装や種子吹付、植栽等により裸地を残さない計画ですが、詳細は未定であるためお示しできておりません。準備書において具体的にご提示致します。</p>
141	<p>P4-31(65)表 4.2-10</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質調査の頻度はどれくらいですか。</li> </ul>	<p>工事を実施しない冬季を除く春季、夏季、秋季の 3 回及び降雨時の計 4 回を予定しております。</p>
142	<p>P4-4(38)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音は評価項目、超低周波は調査項目と記載されているが、その違いは何でしょうか。</li> </ul>	<p>発電所アセス省令において、その影響を受けるおそれがあるとされる参考項目(環境要素)を「評</p>

	P41(41)では超低周波について環境評価項目として選定となっているがどちらが正しいのですか。	価項目」、参考項目として選定されていないが調査の対象としたものを「調査項目」と致しました。
143	P4-4(240) ・表 4.2-1 の区分で「騒音及び超低周波」としているが騒音には低周波が含まれていると理解してよろしいのですか。(20Hz 以下超低周波、20Hz～100Hz 低周波) 「浅い眠りの場合 10Hz で 100dB,20Hz で 95dB あたりから影響が現れるというデータもある。圧迫感・振動感は 40Hz 付近で特に強く感じる。日本大学調査資料より」	ご認識の通り、「低周波音」と称されることの多い 20Hz から 100Hz も騒音及び超低周波で予測・評価を行う音域に含まれております。 経済産業省の主務省令の記載に基づき、「低周波音」という用語は用いておりません。
144	P4-22(256)、P4-24(258) ・超低周波の NG3 調査位置設定の根拠は何か。住民、住居に対する調査であれば千草屋、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 宅であるべきではないか。表 4.2-6 に示すとなっているが根拠が不明です。 ※事業者注記)上記の <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> は、個人名のため伏せ字とさせていただきます。	NG3 は、ご指摘いただいている箇所を想定しております。
145	P6-21(349)表 6.2-4(2) ・残留騒音の状況について年間 4 季の風速、残留騒音の測定として、有効な日数が昼夜ともに 3 日間以上確保できる期間とする。の記述と表 6.2-5 の調査期間等の超低周波音の状況を代表する(秋季)に 3 日間とする。の整合性はありますか。選定理由も季節ごとの風向気温等の状況変化(風配図)に基づいた測定が必要ではないのですか。 ・風車騒音の聞こえ方は、風力発電施設からの距離や、その地域の地形や被覆状況、土地利用の状況等により影響される「これらの特性を踏まえ、全国一律の値ではなく、地域の状況に応じたものを定める必要がある」とした。 *環境省「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」 (日本大学調査資料より)	ご意見ありがとうございます。頂きましたご意見を参考に、調査時期を検討してまいります。
146	・石狩市で稼働している風力発電の騒音及び低周波・超低周波について観測し、そのデータをもとに本事業の騒音を予測することはできませんか。	既設の風力発電機とは設置機種や設置環境等が異なることから、本事業の騒音予測に用いることは難しいと考えております。予測には、本事業において選定した風力発電機の製造メーカー発表データを用い予測を行う予定です。
147	・風力発電に対する震動・騒音の専門家のヒヤリングは行わないのですか。	現時点では想定しておりませんが、準備書以降の手続きにおいて必要に応じ、検討してまいります。
148	方法書について環境保全の見地からの追加意見 P4-15(251) .3.評価 (2)評価結果の内容 「事業実施想定区域から 2.0km の範囲に、福祉施設 1 箇所、住宅等 854 戸が存在することから、風力発電機の騒音及び超低周波音による影響を受ける可能性がある。また、事業想定区域から 2.0km の範囲に、騒音に係る環境基準の類型指定地域が存在する。 <u>しかしながら、配慮が特に必要な施設から 0.5km の距離を確保していることから、騒音及び超低周波による重大な影響を実行可能な低減範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価できる</u> 」としています。	4 章は計画段階配慮書時点のものの再録です。ご指摘の部分は誤りではございません。計画段階配慮書時点では風力発電機の配置検討位置が未確定であったため、事業実施想定区域の境界からの最短距離を示しております。  図 6.2-2 騒音及び超低周波音の調査位置(詳細) P6-25(353)でお示している距離は、現時点で検討している風力発電機配置位置と騒音調査地点との距離となります。ここでお示している調査地点で実測の上、建設時や施設稼働時の予測・評価を行います。0.71km の離隔距離を設けているので影響は無い等と評価することはございません。

	<p>上記の下線部記載は誤りですか。</p> <p>・0.5km(方法書 0.71km)2.0km(方法書 3.81km)の設定自体の根拠を納得できるように説明してください。</p> <p>既存の施設から発生する騒音(低周波含む)超低周波をしっかりと測定しなければ 0.5km(方法書 0.71km)2.0km(方法書 3.81km)の距離を確保することで問題が生じないことはありません。</p> <p><u>「日本の風力発電」についてウィキペディアでは後段の「生活環境への影響」で、この様に記載しています。</u></p> <p><u>「この調査では、風車に最も近い家屋のみを対象として苦情の有無を調査したため、1,200m を超える住居での苦情発生割合は不明である。環境アセスメントにおいて、本調査結果を引用して「1,200m 以遠では継続苦情がない」といった事業者の回答は誤りである」</u></p> <p><u>また、「ドイツ BGR 地球科学研究所(世界の地下核実験で発生する超低周波を観測する機関)の既存風車の超低周波測定では、特徴的なピークが 1Hz~10Hz 間で見られます。こうしたデータに基づいた各出力(30kw、kw、250kw、600kw、1,500kw、5,000kw)の風車の計算では、風車 1 基 5,000kw の稼働で超低周波のドイツの基準 50db を満たす距離は 20km を超過し 1 基 1,500kw の風車でも 50db 基準で 20km 迄到達する計算となっています。一番小さな 1 基 30kw の風車でも 1km 以上の距離が必要であるとされています」</u></p> <p><u>西当別の計画では風車の出力が 4,200kw ですが、国内基準値の 45db を満足しなければなりません。地形を考慮したとしても、風車を設置する石狩市の境界から約 8km の幅で影響があるとした場合、市街地を含む町のほぼ全域が風車の騒音被害の影響を受けることになります。当別町の住環境は崩壊し移住する人はなくなります。ことは重大であり、科学的内容の資料提出及び説明がない限り風力発電の計画は同意できません。</u></p>	<p>環境影響評価法に基づき、騒音について現地調査を実施し、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めていきます。</p> <p>超低周波音については環境影響評価の手続き上、調査・予測・評価の対象外となっておりますが、事業者の自主的な取り組みとして調査・予測・評価を行います。</p>
149	<p>・石狩市などですでに設置されている風力発電の騒音・低周波、超低周波の測定を実施してデータに基づく計算を行い、超低周波の到達距離想定し被害を未然に防止してください。</p>	<p>既設の風力発電機とは設置機種や設置環境等が異なることから、本事業の騒音予測に用いることは難しいと考えております。予測には、本事業において選定した風力発電機の製造メーカー発表データを用い予測を行う予定です。</p>
150	<p>P6-22(350)</p> <p>・周波数分析は 3 分の 1 オクターブバンド法ではなく、周波数成分を正確にとらえる高速フーリエ変換分析法(FFT 法)を用いてください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご指摘の箇所は分析方法ではなく測定方法をお示ししております。現地調査では、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境省,平成 12 年)に定められた方法に準拠して、G特性音圧レベル及び 1/3 オクターブバンド音圧レベルの測定を行う予定です。</p>
151	<p>P6-23(351)</p> <p>・施設稼働時の騒音及び超低周波の調査位置 NG1~NG4 の 4 カ所では不足です。スウェーデンヒルズ、太美教育施設、当別町体育館、みどり野、北海道医療大学地点は最低必要と考えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。頂きましたご意見を参考に、調査地点を検討してまいります。</p>
152	<p>1 総論</p> <p>(仮称)石狩郡当別町別西当別風力発電事業の計画については、事業の実施想定区域から 1.5km 範囲に弊倶楽部のコースが存在し、ご来</p>	<p>医療機器が誤作動する現象は、「電磁波障害」と呼ばれていますが、携帯電話等の電波が雑音として医療機器に入り込み誤作動させたもので、送</p>

	<p>場のお客様や宿泊施設ご利用のお客様への影響が懸念されるため、意見を申し上げます。つきましては、以下の各論に挙げた配慮事項を反映させたい風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減など、抜本的な計画の見直しを要請申し上げます。</p> <p>2. 各論</p> <p><b>【1】騒音・低周波音等の影響</b></p> <p>風力発電施設から発生する騒音に含まれる振幅変調音や純音性成分等は、前庭器官への影響を生じさせる原因として除外できない交絡因子であり、ゴルフ場施設利用の5時間～6時間程度の感知でもお客様への健康被害(頭痛や心拍の向上、血圧の上昇など)やわずらわしさ(アノイアンス)や不快感を増加させる傾向があるため、弊倶楽部ご来場のお客様への影響が懸念されます。</p> <p>また、風力発電施設から発せられる強い電磁波は心臓ペースメーカーを誤作動させ、場合によっては失神等の生死にかかわる重篤な結果を生じさせかねないという重大な影響が懸念されます。</p>	<p>電線などの電磁波(電磁界)によるものではございません。送電線などの電力設備からの電磁波(電磁界)により医療機器が誤作動したという事例は、確認できませんでした。</p>
153	<p>1 騒音等について</p> <p>・4,200kW・12基、最大出力 50,400kW の事業計画であるが、騒音・低周波音の影響は、小樽市銭函 4-5 丁目に建設された銭函風力発電事業(3,400kW・10基、3万kW)の例から考えると、風車から少なくとも4kmの範囲に及ぶと予想される。石狩市の五の沢、高岡の農家も含め、当別町の周辺農家が影響を受けると考えられるので、石狩市側での約4km離れた地点に騒音調査地点を設定してほしい。本事業は単機出力、総出力が銭函風力発電事業よりもかなり上回っているため、上記の範囲を超えて影響が及ぶ可能性は十分高い。当別町市街地にも及ぶ可能性を考えてここにも騒音調査地点の設定を望む。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。頂きましたご意見を参考に、調査地点を検討してまいります。</p>
154	<p>2 騒音等の累積的影響について</p> <p>・本事業のほか、周辺には関連する(仮称)石狩市厚田区緊富望来風力発電事業、(仮称)八の沢風力発電事業、(仮称)石狩緊富風力発電事業、現在建設中の(仮称)石狩望来風力発電事業の4事業の計画が進んでいるので、当然、これらの事業による影響を加味した累積的影響についても事前に評価されなければならない。</p>	<p>累積的環境影響の検討対象は、計画に大きな変更が生じない評価書段階まで確定されている事業を想定しております。</p>
155	<p>・特に低周波音を含んだ騒音、超低周波音については、きちんと評価されなければならない。そのことを考えると、(仮称)八の沢風力発電事業に近い、五の沢地区にも騒音調査地点は必要になるので設置を望む。</p> <p>・1で、本事業単独による影響を、既設風力発電事業の評価書等からの評価結果から予想してみたが、他4事業による累積的影響を考えた場合、その影響範囲は当然ながらさらに広がることは容易に予想される。特に石狩市域での影響は相当なものとなり、五の沢・高岡の農家への健康影響が大いに心配される。ハウス内では低周波音は反射・干渉し音圧が高くなり、体調不良がおき作</p>	<p>ご意見ありがとうございます。頂きましたご意見を参考に、調査地点を検討してまいります。</p>

	業ができなくなることが本州での先行事例から伝わってきている。丁寧な評価を望む。	
156	・「調査・予測の手法」において「騒音・超低周波音」を検討すると記しているが「低周波音」は検討しないのか？しない場合はなぜか？	「低周波音」と称されることの多い 20Hz から 100Hz の音域は、騒音及び超低周波で予測・評価を行う音域に含まれております。 経済産業省の主務省令の記載に基づき、「低周波音」という用語は用いておりません。
157	・騒音・超低周波音において必要な施設付近での調査地点にスエーデンヒルズゴルフ場内の宿泊施設を加えて欲しい。	ご意見ありがとうございます。頂きましたご意見を参考に、調査地点を検討してまいります。
158	2,「方法論」第 6 章、騒音、超低周波音の「調査の基本的手法」について、具体的に説明してください。状況調査は「超低周波音の状況を代表する時期(秋季)の 3 日間とする・・・」とありますが、なぜ「秋」なのか、たった 3 日間で調査終了とは理解できません。残留騒音の測定が必要ではないですか。	現地調査は、現況の把握(残留騒音等の把握)を目的として実施致します。超低周波音は、騒音に比べて季節的な変動が少ないと考えられたことから代表する時期での調査と致しました。
159	3,石狩市ではすでに多くの箇所でも風力発電が稼働中です。早急に稼働中の風力発電の低周波音・超低周波音を測定し、当別町民にその影響を明らかにしてください。 ・測定時期、測定機器、測定方法(地点・測線延長)については事前に打ち合わせる事。 ・測定者は十分な知識を有する者を配置し、測定にあたっては町民並に町民が依頼する学識経験者を立ち合わせる事。	既設の風力発電機とは設置機種や設置環境等が異なることから、本事業の騒音予測に用いることは難しいと考えております。予測には、本事業において選定した風力発電機の製造メーカー発表データを用い予測を行う予定です。
160	5, 騒音は評価項目、超低周波音は調査項目となっていますが、この違いは何でしょう。	発電所アセス省令において、その影響を受けるおそれがあるとされる参考項目(環境要素)を「評価項目」、参考項目として選定されていないが調査の対象としたものを「調査項目」と致しました。
161	6, 工事实施時の水質汚濁について沈砂池の設置だけでは不十分と思われます。豪雨があった場合、沈砂池が満杯となり土砂の流出が起きて下流に被害が生じない根拠のある説明をしてください。又、工事完了後裸地化した箇所の発生源対策を示してください。	10 年確率降雨強度及び過去 5 年間の降雨実績のうち高い値を採用し、想定される降雨量を十分に処理できるだけの対策を講じてまいります。  碎石舗装や種子吹付、植栽等により裸地を残さない計画ですが、詳細は未定であるためお示しできておりません。準備書において具体的にご提示致します。
162	8, 予測の基本的手法について、施設が稼働していないのに、超低周波音をできるのですか。又「回折減衰、空気吸収による減衰を考慮しない」のはなぜですか。	現地調査により得られた現況値に、音の伝搬理路に基づく距離減衰式(ISO9613-2)により予測された施設の稼働に伴う超低周波音の音圧レベルを合成し、予測を行います。 超低周波音は、地表面での吸収や空気吸収による減衰が騒音に比べて極めて小さいため、安全側の見地から減衰しないものとして予測致します。
163	2.工事関係車両の通行料について、風力発電機輸送について最大 1-2 台との記載がありますが、他の車両の台数の見込みが記載されていませんか。見込み台数を記載するべきではないでしょうか。	準備書において具体的にお示しするとともに、適切に修正致します。
164	3.仮設沈砂池の処理能力および処理能力を超えた降雨や雪解け水の流入があった場合に対応を具体的にご教示ください。	10 年確率降雨強度及び過去 5 年間の降雨実績のうち高い値を採用し、想定される降雨量を十分に処理できるだけの対策を講じてまいります。これにより、処理能力を超える事態はないものと想定しておりますので、検討しておりません。

165	4.生活排水は、処理後排水とありますが、当別町では敷地内での浸透が原則です。町と十分に協議の上、処理方法を再検討してください。	承知致しました。生活排水の処理方法につきましては、当別町と協議後に再度検討致します。
166	5.騒音の発生源となる機器について、1日の稼働台数が記載されていないため騒音の想定ができません。稼働見込み台数を記載するべきではないでしょうか。	現時点では未定のため、準備書において具体的にお示し致します。
167	6.工事用資材等の搬出入経路について、小中学校への通学路や図書館と重なる本町地区市街地を経路とすることは、静謐な生活環境の保持・事故防止の観点から不適切です。本町地区市街地を走行しない経路を選定するべきではないでしょうか。走行予定の道道81号線は、本町地区市街地で過去に高齢の歩行者がダンプトラックに轢かれる死亡事故が発生しています。	ご意見ありがとうございます。頂きましたご意見を参考に、搬入経路を検討してまいります。
168	7.工事用資材等の搬出入経路については、車両重量や通行台数について道路管理者と十分に協議を行い、道路を損壊する恐れがある場合は経路を変更するか、工事終了後に事業者の負担で道路を補修する必要があります。	承知致しました。道路管理者と十分に協議を行ってまいります。
169	8.「騒音(施設の稼働)及び超低周波音」の調査地について、スウェーデンヒルズ地区及び西当別中学校・当別中学校(とうべつ学園)の調査を行う必要があるのではないのでしょうか。高岡地区・上当別地区は事業予定地近傍ではあるものの、人口が少ない地域であり、騒音調査においてこれらの地域のみでの調査では不十分であり、近傍の住宅密集地であるスウェーデンヒルズ地区および、近傍で特に静謐が求められる教育施設においても調査を行い、住民に対して十分な説明を行うことが必要です。	ご意見ありがとうございます。騒音及び超低周波音の特性から、人口の多さよりも離隔距離が問題であり、近傍の地点での調査を重視しております。頂きましたご意見は評価の参考にさせていただきます。
170	9.「水の濁り」の予測における時間雨量の設定にあたって、最新の「北海道の大雨資料(第14編)」ではなく「北海道の大雨資料(第12編)」を用いるのはなぜでしょうか。また、当別町内には観測地点がありませんで、どの地点のデータを利用するのでしょうか。また、その地点のデータを用いることで、事業予定地の時間雨量を予測できる根拠をお示してください。	予測・評価時点で最新の資料を用いるように致します。同資料には、複数の観測所のデータから算出された確率時間雨量分布図があり、観測所のない河川流域等の確率雨量もこの分布図から読み取ることが可能です。
171	10.「水の濁り」の調査及び予測にあたって、雪解け水はどのように調査・想定されるのでしょうか。	春季調査を、融雪出水の影響を受ける時期に設定することでの対応を考えております。
172	11.「水の濁り」の予測にあたって、沈砂池の処理能力はどのように設定されるのでしょうか。また、処理能力を超える降雨があった場合の予測も行われるのでしょうか。	10年確率降雨強度及び過去5年間の降雨実績のうち高い値を採用し、想定される降雨量を十分に処理できるだけの対策を講じてまいります。これにより、処理能力を超える事態はないものと想定しております。
173	当別町民の最大の懸案事項は、超低周波に関してであり、手順書P23 調査・予測の手法方法について以下意見する。 ◎近傍集落4地点の中に約3km離れたヒルズを加えるべき ◎大切な事は、現況調査(事前調査)であり、騒音dBはもとより、Hzの測定が重要である。これをベースに、施設からの発生dB、Hzを加えることにより正確な稼働時の予測が出来る。 ◎既設の風力発電所での苦情問題が発生しているので、その実情を知り、Hzデータの影響度を正確に把握し、設置の判断とすべき。	ご意見ありがとうございます。頂きましたご意見を参考に、調査地点を検討してまいります。  超低周波音の解析に際しては、周波数帯別の音圧レベルについても整理致します。

	◎環境省もこの問題解決に苦慮しており、やがて、騒音・超低周波の法的基準値(規制値)が設定されるであろうから、それ迄当別町としては反対の態度をとっていくべきと思う。	
174	③騒音に対する調査では、道路交通の調査がどういう意味があるのか、不明瞭だ。この場合は、「低周波の騒音の調査」が必要である。したがって、既存の石狩市の風力発電事業をしている地域での測定をすることが望ましい。当別町内の設置予定場所は当別町の居住地から極めて近いところに位置している。スウェーデンヒルズ地域では、3.1km 圏内、茂平沢で 4km 圏内、太美駅で 5km、当別駅でも 4.9km という近さで人々が生活している。騒音及び低周波について観測するならば、実際の当別町生活圏の位置と低周波は石狩市内の観測が必要である。それをしない観測データを収集したり、調査したりするのは無意味である。3-17(47)頁	環境影響評価では、影響が発生する要因ごとに予測・評価を行います。道路交通量調査は、工用資材の搬出入や工事関係者の通勤による道路の騒音、振動、交通量への影響を予測・評価するために行うものです。  騒音及び超低周波音の特性から、人口の多さよりも離隔距離が問題であり、近傍の地点での調査を重視しております。頂きましたご意見は評価の参考にさせていただきます。
175	P4-15(251) ・3.評価 (2)評価結果の内容 「事業実施想定区域から 2.0km の範囲に、福祉施設 1 箇所、住宅等 854 戸が存在することから、風力発電機の騒音及び超低周波音による影響を受ける可能性がある。また、 <u>事業想定区域から 2.0km の範囲に、騒音に係る環境基準の類型指定地域が存在する。</u> しかしながら、配慮が特に必要な施設から 0.5km の距離を確保していることから、騒音及び超低周波による重大な影響を実行可能な低減範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価できる」としています。 ・P6-21(349)に記載しました実測データによる予測は可能と思います。類型指定地域が存在する 2.0km 及び $\pm \alpha$ の範囲について <u>風配図に基づいた測線を設定し</u> 、騒音の把握により工事完了後の騒音によるトラブルが生じないようにすべきであると考えます。 類型指定地域以外の住宅等についても同様に測線を設定するべきで、事業区域から 500m(住宅まで)の設定で騒音の測定をしないことは許されません。	4 章は計画段階配慮書時点のものの再録です。 騒音は、6 章でお示ししておりますように現地調査を行い、その結果を基に予測・評価を行ってまいります。

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
自然環境等について		
176	P4-51(287) 3 評価(2) ・評価結果…専門家の助言を得ながら、コウモリ類の飛行高度、風速や季節による確認頻度類等を調査し、重大な影響が及ぶ可能性がある場合には、季節的な、または一時的なブレードフェザリング、カットイン風速を上げる等の保全措置を検討する。 ・2017 年 8 月に上ノ国ウインドファームで衝突したと思われるコウモリ 5 個体が確認されています。上記の評価では、コウモリが冬眠する冬期間のみ風車を稼働する以外に、バッドストライクによつ	風力発電事業においてバッドストライクは発生する可能性があるものと認識しておりますので、専門家等からご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。

	て生ずるコロナウイルス感染の可能性を排除できないでしょう。	
177	P6-64(392) ・外来種分布調査に記載されているオオハンゴンソウなどが工事個所にはびこらない対策を講じてください。(車両等に付着した種子の除去など)	オオハンゴンソウ等の外来植物の生育範囲を拡大させないよう、防除対策等を講じてまいります。
178	<p>・コロナウイルスが日本を席卷している現状から、風車設置によるバットストライクや自然環境の変化によって、ウイルスを保有しているコウモリから新たな感染症が起きる可能性についてどのように考えていますか。</p> <p>・2019年2月東京大学、北海道大学、山口大学、日本大学の共同研究で国内在来(モモジロコウモリ、ヒナコウモリ)から分離した新種のアデノウイルスと、その細胞レセプターの解析を発表しています。</p> <p>発表要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.日本の在来コウモリから新種のアデノウイルスを分離したと発表しました。</li> <li>2.コウモリアデノウイルスは、様々な哺乳動物由来の培養細胞で増殖することを見つけました。</li> <li>3.コウモリアデノウイルスは、複数の動物種由来の細胞表面分子(CXADR)を受容体(レセプター)として活用することにより、広い宿主域の培養細胞で増殖することがわかりました。</li> <li>4.さらに2020年11月にコキクガシラコウモリの糞から新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の原因ウイルスであるSARS-CoV-2と遺伝的に近縁なウイルスを検出しています。このウイルスは人には感染しないと推定されていますが、日本にもSARS-CoV-2と遺伝的に近縁なウイルスが存在することから、中間宿主となりうる動物への感染性など、ヒトに感染するウイルスに変化する可能性について詳細に解析する必要があるとしています。</li> </ol> <p>・こうした大学・研究機関の発表に対して、当該地の風力発電施設とコウモリに関連してどのような方針をもって調査するのか、科学的根拠に基づくウイルス感染対策の方針を示していただきたい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を引き起こすウイルス(SARS-CoV-2)は、もともとコウモリが持っていたウイルスが人に伝播したと考えられておりますが、SARS-CoV-2自体はコウモリからは見つかりません。コウモリから別の動物を介して人間に感染した可能性が最も高いとされております。</p> <p>そのため、コウモリが直接、COVID-19を引き起こす要因になるとは考えておりません。</p> <p>コウモリに限らず、野生動物は様々な病原菌やウイルスを保有している可能性がありますので、直接触れることを避け、ゴム手袋等を装着して扱う計画です。</p>
179	P4-51(287) ・コウモリ類調査のバットディテクター調査はフルスペクトラム自動録音機能付きの器機を使用して精度を上げてください。	フルスペクトラム方式のバットディテクターを用いて調査を実施してまいります。
180	コウモリ(日本在来のモモジロコウモリ、ヒナコウモリ、コキクガシラコウモリ)分離したアデノウイルスや、特にコキクガシラコウモリの糞からは新型コロナウイルスの感染症の原因であるSARS-CoV-2と遺伝的に近縁なウイルスを検出しています。そのために太美市街でウイルス病が蔓延したら、どのように責任をとられるのか。	<p>新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を引き起こすウイルス(SARS-CoV-2)は、もともとコウモリが持っていたウイルスが人に伝播したと考えられておりますが、SARS-CoV-2自体はコウモリからは見つかりません。コウモリから別の動物を介して人間に感染した可能性が最も高いとされております。</p> <p>そのため、コウモリが直接、COVID-19を引き起こす要因になるとは考えておりません。</p>
181	<p>鳥類においては、天然記念物のオジロワシなどの希少鳥類の生息情報及びノスリ等の渡りの経路や希少なコウモリ類の分布の可能性が示唆されています。</p> <p>希少鳥類だけ・特殊なものだけを守っても(人間の傲りではないか)自然界のバランスが崩れることは、ご存知のことと思います。</p>	風力発電事業においてバットストライクやバードストライクは発生する可能性があるものと認識しておりますので、専門家等からご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。

	<p>バードストライクやバットストライクにおいては、未だにしっかりとした対策はなく、カウントされているだけでも多くの生物が犠牲になっています。</p> <p>(事業者は、対策を模索中・検討試作中といったところですが、結果が出ていません)</p>	
182	<p>3 自然関係の調査地点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の風車建設位置は、事業想定区域の西端になっている。そのためか、自然関係の調査地点はすべて、事業想定区域内の風車に対して東側(当別町側)に設定されている。風車の西側である石狩市側には多くの項目で設定されておらず、片手落ちとなっている。風車による影響は風車の周辺、360 度に及ぶので、石狩市側にはないのはおかしい。</li> <li>・哺乳類、昆虫、鳥類のポイントセンサス・ラインセンサス・渡り鳥、魚類・底生動物については知津狩川も必要と考える。生態系についても石狩市側が必要である。</li> <li>・自然への影響は石狩市側にも当然も及ぶ。石狩市側は風車のゾーニング計画が存在し、ほとんどのエリアが環境保全区域になっていることを、十分考慮していただきたい。</li> </ul>	<p>生物は石狩市、当別町という自治体の区分ではなく、地形や植生の影響を大きく受けております。対象事業実施区域の動植物を把握できるよう、地形や植生等を勘案し、調査地点を策定致しました。</p> <p>頂きましたご意見を参考に、調査地点を検討してまいります。</p>
183	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物調査に客観性を持たせるため野鳥の会等による調査を行ってほしい。</li> </ul>	<p>調査に客観性を持たせるため、第三者機関である建設コンサルタント登録事業者に委託しております。</p>
184	<p>1.準備工事・造成工事等であらたに生じた法面については、既存の種を用いた緑化を行う必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>種子吹付、植栽等により裸地を残さない計画ですが、詳細は未定であるためお示しできておりません。準備書において具体的にご提示致します。</p>
185	<p>12.「重要な種及び注目すべき生息地」「地域を特徴づける生態系」について、八の沢風力発電所の環境アセスメントで得られた知見を基に、猛禽類に対する調査を行うべきと考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>猛禽類については公開されている情報を基に調査方法等を策定しております、。</p>
186	<p>13.当別町金沢地区において、2021 年春に丹頂鶴の飛来が確認されている。これを踏まえて、調査項目を再検討すべきではないか。</p>	<p>情報のご提供ありがとうございます。タンチョウ等貴重な鳥類が生息していることを念頭に置いて、調査を実施致します。</p>
187	<p>○渡り鳥の飛鳥ルート図で当該事業区域の表示が西側にずれているのではないか。</p>	<p>北海道全体や日本全体を示した小縮尺の図ですので分かり難いですが、枠内に対象事業実施区域は含まれております。</p>
188	<p>○山野草という言葉は、いろいろに解釈ができると思いますが、ここでは野や林に自生している草類の中で人が愛でる植物といった意味合いです。</p> <p>○列挙した植物、一つ一つは北海道の多くの山林に存在するものが多いと思いますが、スウェーデンヒルズという大きな居住地域の中やその周りに、これだけ多くの山野草が存在しているのは、豊かな自然が存在していると思います。</p> <p>意見 こういう多数分布している山野草をどのようにして開発から守るのか。各科の分類に沿って保護の方針・計画を聞きたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。専門家等のご助言を頂きながら調査を実施し、植物の把握に努めてまいります。</p> <p>その上で、調査結果を基に予測・評価を行い、専門家等のご助言を頂き、必要に応じて回避・低減措置を講じてまいります。</p>
189	<p>第 3 章「対象事業実施区域及びその周辺の概況」3.1 自然的状況について</p> <p>①事業実施区域に「ノスリやオジロワシ」の渡りの経路と重なる事実、及び「希少野生生物」が存在する「注意喚起レベル A3・B」が提示されている。この点について、風力発電設置の位置とは密接な環境になるため、これは事業が適さないと考える。3-53(83)頁</p>	<p>オジロワシ等の希少な動物の生息状況や渡りの経路については、関係機関や専門家等から助言を得ながら詳細な調査を実施してまいります。</p> <p>資料調査により確認いたしましたコウモリ類は資料-3 でお示ししておりますように 7 種で、キクガシラコウモリは確認できておりませんでした。専門家等</p>

	<p>②コウモリの種類が5種類だけ記載されている。当別町にはニホンキクガシラコウモリの存在が確認されている。コウモリがウィルスの宿主となる生物学的な研究は多くの人を知るところである。バットストライクによりその死骸を食べたキタツキネ、ネズミなどの動物が当別町内の農家・家庭菜園に侵入してくることは町民にとっての恐怖の何物でもない。意図的にこの事実を省いたのか、それとも調査が不十分だったのか、環境について正直に記載していない。</p>	<p>から助言を得ながら詳細な調査を実施し、コウモリ類の把握に努めてまいります。</p> <p>その上で、調査結果を基に予測・評価を行い、専門家等のご助言を頂き、必要に応じて回避・低減措置を講じてまいります。</p>
190	<p>1.事業予定地はニホンザリガニの生息地である可能性が高い。</p> <p>事業予定地は沢が多数存在しており、ニホンザリガニの生息域が広範囲に及んでいる可能性が高い。ニホンザリガニは底生動物であり、捕獲は困難であり、また方式書に記載された方法では調査自体が外乱要因となる可能性が高い。</p> <p>北海道大学の[ ]准教授の行っている水域のDNAによる生息の可能性の調査を広範囲に行うべきである。</p> <p>※事業者注記)上記の[ ]は、個人名のため伏せ字とさせて頂きました。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。頂きましたご意見を参考に検討してまいります。</p>
191	<p>2.表 4.3-29 専門家へのヒアリング結果についての意見</p> <p>専門家は、「当該地域を対象とした植物に関する調査は行われていないのではないかと発言している。そうであれば、方式書に記載されている概略調査ではなく、もっと細かい踏破調査が必要である。特に、カムチャツカナニワズは日本では令和3年に初めて発見されている。このような新種が存在する可能性があるため、慎重に調査するべきである。各季で2名で5日の調査では、調査範囲が広い本件では全く不足している。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。専門家等のご助言を頂きながら調査を実施し、植物の把握に努めてまいります。</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
その他事項等について		
192	4.景観については自治体からの聞き取りとなっていますが、何時どのようにして行なうのですか。	景観の調査地点の設定が妥当であるかの確認は、令和2年11月に行いました。
193	P4-12(46) ・景観について自治体からの聞き取りとなっていますが、高岡に造成中の(仮称)ロイズ公園?の記載がありません。	令和2年11月に聞き取り調査を行った際には、「高岡に造成中の(仮称)ロイズ公園?」についてのご指摘は頂けませんでしたので、記載しておりません。
194	P4-81(317) ・選定した主要な眺望点のうち、当別ダムの眺望点を除く全域で風車が視認できるとなっています。当別町では町全体の景観法施行条例があります。条例との整合性はどのようになっていますか。	当別町の関係部署とも配慮書段階で協議しており、「当別町景観計画」および「景観法施行条例」が風力発電事業の実施を即座に否定するものではないと認識しております。 <p>今後、方法書でお示ししております景観調査実施後に作成するフォトモンタージュを用い、関係市町村等からご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
195	14.「主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観」の調査地点に当別中学校(2022年4月にとうべつ学園が開校)が選定されていないのはなぜでしょうか。とうべつ学園新校舎は、事業予定地を含む眺望も重視して計画されていることから、調査地点として、緑葉期、紅葉期、落葉期、横雪期の4回の現地調査を行うべきではないでしょうか。	主要な眺望点は公的なホームページや観光パンフレット等に展望地等として掲載されており、不特定多数の眺望利用の可能性のある地点を抽出致しました。当別中学校は上述した資料に記載がなく、関係自治体への聞き取り調査でもご指摘は頂けませんでしたので、選定しておりません。頂きましたご意見を参考に、景観の調査地点を検討してまいります。

196	15.「主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観」の調査地点に北欧の風道の駅とうべつ・当別町役場・町内公園(阿蘇公園・遊遊公園・あいあい公園・若葉球場他)が選定されていないのはなぜでしょうか。それぞれについて具体的に理由をご教示ください。調査地点として緑葉期、紅葉期、落葉期、横雪期の4回の現地調査を行うべきではないでしょうか。	主要な眺望点は公的なホームページや観光パンフレット等に展望地等として掲載されており、不特定多数の眺望利用の可能性のある地点を抽出致しました。左記の地点は上述した資料に記載がなく、関係自治体への聞き取り調査でもご指摘は頂けませんでしたので、選定しておりません。頂きましたご意見を参考に、景観の調査地点を検討してまいります。
197	3.スウェーデンヒルズ、レクサンド公園では、見込角が3度を超えている点についての意見 上記の2地点を含め3地点で見込角が3度を超えている。これは、見込角が1度未満のものと「圧迫感」という点だけで同じであると評価しているがこれは結論が矛盾している。	計画段階配慮書段階では、P4-74(310)表 4.3-35 垂直見込角と鉄塔の見え方で「圧迫感はあまり受けない(上限か)」とされている5.0~6.0°を目安に評価致しました。今後、景観調査を実施し、フォトモンタージュを作成した上で、改めて評価を行う計画です。
198	19.「配慮書において記載した方法書以降の手続き等において留意する事項」で、景観について「風力発電機の配置位置の絞込みができた段階で、主要な眺望点から撮影した写真を基に風力発電所完成予想図を合成する方法(フォトモンタージュ法)によって、主要な眺望景観への影響等を予測し、重大な影響が及ぶ可能性がある場合には、風力発電機の配置等の再検討を行う。」と記載があり、方法書で示された対応方針は、「準備書段階において、眺望点から撮影した写真を基に風力発電所完成予想図を合成する方法(フォトモンタージュ法)によって、主要な眺望景観への影響等を予測し、風力発電機の配置等の再検討を行う。」となっている。配置位置については、方法書図 7.2-12 ですすでに具体的な検討位置が明示されており、眺望点から撮影した写真を基に風力発電所完成予想図を合成する方法(フォトモンタージュ法)を行うことは可能であった。方法書においてフォトモンタージュ法による完成予想時を掲載し、眺望点の選定が適切であるか、過不足がないか等を含め意見を聴取することで、より適切なアセスメントを行うことが可能であったのに、それを行わず、準備書段階での対応としたのはなぜか。	方法書は調査方法をお示しする図書であり、調査・予測・評価の結果をお示しするのは準備書となります。  計画が未確定な段階で完成予想図を作成することは不確実性が高く、信用を得られないことから、景観の調査方法等を方法書でお示しし、ご意見を頂いているところでございます。今後、方法書でお示しております景観調査実施後にフォトモンタージュを作成し、お示してまいります。
199	16.「人と自然との触れ合いの活動の場」の調査地域を「工事関係車両が集中する主要な走行ルート及びその周辺」としている。「発電所に係る環境影響評価の手引」には「工事用資材等の搬出入に使用する自動車の通行が予定される路線及びその周辺区域とする。」とある。手引記載の「通行が予定される路線」ではなく「工事関係車両が集中する主要な走行ルート」とした理由はなにか。「通行が予定される路線」と「工事関係車両が集中する主要な走行ルート」それぞれに該当する路線を具体的にご教示ください。	人と自然との触れ合い活動の場の調査地域を「工事関係車両が集中する主要な走行ルート…」と記載しておりましたが、工事関係車両の通行が予定されるルートとの差異が無いことから、「工事関係車両の通行が予定されるルート」に修正致します。
200	17.「人と自然との触れ合いの活動の場」の調査地域に、阿蘇公園・栄公園・当別川河川緑地・遊遊公園・若葉球場が含まれていないのはなぜでしょうか。それぞれについて具体的に理由をご教示ください。また、これらの地点を調査地域に加える必要があるのではないのでしょうか。	人と自然との触れ合い活動の場は、P3-103(133)表 3.1.6-5 でお示しております関係市町村や観光協会の情報を基に整理致しました。ご指摘の公園等の情報は、上述した資料では確認できなかったため、記載しておりません。頂きましたご意見を参考に、調査地点を検討してまいります。
201	18.「人と自然との触れ合いの活動の場」の現地調査を行う期間について、「利用状況を考慮し、適切な時期に実施する」とあります。方法書に対す	資料の記載内容にミスがあり、誤解を与える結果となりましたことを深くお詫び申し上げます。準備書の手続き時期は、2023年夏以降となります。

	<p>る説明会資料によれば、工事は1月～4月の冬期休工を除いて5月～12月に実施される予定です。積雪寒冷地である当別町の気候条件を踏まえれば、屋外である「人と自然との触れ合いの活動の場」の利用状況を考慮した調査を行うには、5月～12月の全期間の状況を調査する必要があり、特に夏季(7月～8月)が最も屋外活動が多く、この期間の現地調査が必須です。一方で、同説明会資料では準備書の手続きを2022年7月頃に行うとされていますが、上記期間の現地調査を行うことは困難だと思われます。少なくとも1年間の調査期間を取る必要があるのではないのでしょうか。また、事業者が考える「利用状況を考慮し、適切な時期」とその判断根拠をお示しください。</p>	<p>人と自然との触れ合い活動の場の現地調査を行う時期は、石狩浜海水浴場では夏、石狩平原スキー場では冬等、利用状況を考慮した適切な時期に実施する計画です。</p>
202	<p>P6-8(336) ・基礎掘削で残土が出るようですが、処分方法をどのようにするのか。表に○印がない。</p>	<p>P6-4(332)表 6.1-4 環境影響評価の選定項目でお示ししておりますように、残土が発生する可能性があることから、残土についても予測・評価を行います。P6-8(336)表 6.1-6 は累積的環境影響評価項目の選定をお示したものです。残土は、他事業との累積的な影響を受けないことから評価項目として選定しておりません。</p>
203	<p><b>【2】 乗用カート GPS ナビゲーションシステムへの影響</b> 弊倶楽部の全てのお客様が使用される「乗用カート GPS ナビゲーションシステム」の受信環境に影響が発生する恐れが懸念されております。風車が回転することにより、GPS 及び無線電波を断続的に遮断することから、GPS タブレット端末の画面ブロックノイズが断続的に発生し、酷い場合は、ブラックアウト障害が発生する可能性がございます。また、緊急時などの無線機器の受信・送信に影響が生じ、お客様への緊急対応に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>GPS は基本的に GPS 衛星から発せられた電波を受信し、複数の GPS 衛星との距離により現在位置を特定するシステムです。風力発電機が複数の GPS 衛星からの電波を一度に妨げる可能性は低いものと考えております。</p>
204	<p><b>【3】 散水システムスプリンクラー電磁弁への影響</b> この風力発電設備が弊社ゴルフ場の散水システム設備の近傍に設置された場合、グリーンは勿論、ティグランド・フェアウェイ・ラフの夜間、早朝の自動散水システムに影響を及ぼす可能性があり、スプリンクラー電磁弁の誤作動や受信機の破損、電波の遮蔽等、散水及び雨量・気候観測データに大きな影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>高調波は、「高調波抑制対策ガイドライン」で示されており高調波流出電流上限値を超過しないようにする計画ですので、高調波の影響は小さいものと考えております。</p>
205	<p>電磁波の影響が不安です。 万が一の場合、動物、野鳥の生息数が明らかに減った場合、直ちに風車の撤去を約束していただけませんか。その念書を取り交わしたい。</p>	<p>超低周波音については、これまで国及び研究機関等の調査結果により風力発電機による影響がほぼ無いことが示唆されており、環境影響評価の手続き上、対象外となっておりますため、自主的な取り組みとして調査・予測・評価を行い、その結果を踏まえ、適切に影響の回避・低減に努めてまいります。</p>
206	<p>4.阿蘇岩レーダーに当てる影響についての質問 大型風車は気象レーダーですら攪乱要因となる。本件の事業予定地では阿蘇岩レーダーがある。これに対する影響は考慮されているのか？</p>	<p>防衛に及ぼす影響がないよう防衛省と協議をしながら、より良い計画を検討してまいります。</p>
207	<p>3.環境影響評価 方法書に記載の項目が不適切(実体と大きく乖離)</p>	<p>重要な自然環境のまとまりの場は、住宅地を抽出する項目ではございません。ここでは、「北海道</p>

<p>(1)「スウェーデンヒルズ」についての記載で、当地が住居地であることの表示、表現が一切ない。</p> <p>*スウェーデンヒルズには約 820 人が定住している事実が明記されていない。実体と大きくかけ離れた扱いとなっており、従って所轄の許認可権者(国、北海道)の判断を誤った方向に導いている可能性が大きい(ミスリード)。</p> <p>[スウェーデンヒルズについて、方法書での不適切な表現 具体例]</p> <p>○重要な自然環境のまとまりの場(方法書:表 3.1.5-24)として記載</p> <p>*スウェーデンヒルズを八の沢自然林、阿蘇公園と同様な分類都市人口密集地としての扱いになっていない。</p> <p>○身近な自然地域の選定状況(方法書:表 3.28-41)・・・3-179(209)ページ</p> <p>身近な自然地域 スウェーデンヒルズ→ 立地条件 社寺林 公園等 活用形態 景観形成 (阿蘇公園、中子屋温泉、青山ダム、青山農業センター 等と同様の分類)</p> <p>*スウェーデンヒルズの扱いが、社寺林、公園等と記載されており記載が不適切である。</p> <p>○主要な眺望点及び日常的な視点場・・・(方法書:3-99(129)) ページ</p> <p>主要な眺望点→概要 はまなすの丘公園ヴィジターセンター→石狩湾と石狩川を一望できる。 レクサンド記念公園→広大な石狩平野を一望できる。↓</p> <p>*レクサンド公園はスウェーデンヒルズ住宅街の一面に内に整備されている公園でスウェーデンヒルズ住民とのかかわりについて触れられてない。眺望のみ記載。</p> <p>周辺住民との関わりを記載すべきと史料。 日常的な視点場→概要</p> <p>・スウェーデンヒルズ交流センター→対象事業区域の南側に位置する日本とスウェーデンの友好親善を図ると共に産業・文化の発展に寄与する施設。</p> <p>・高岡会館→対象事業区域の南西側に位置する集会施設</p> <p>獅子内会館→対象事業区域の南西側に位置する集会施設</p> <p>*交流センターは日々来館者があり恒常的に人が集まる場所です。これに対する配慮が何も記されていない。</p>	<p>自然環境保全指針」において身近な自然地域として選定されていたものを整理しております。</p> <p>表 3.28-41 は、同指針における記載を整理したものです。</p> <p>主要な眺望点は、公的なホームページや観光パンフレット等で眺望地点として掲載されているものを、日常的な視点場は、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所を抽出しておりますので、記載に問題は無いと考えております。</p>
<p>208</p> <p>○住宅等から 500m の範囲(図面の縮尺が不適切)</p> <p>当該図面は縮尺 45,000 分の 1 で掲載しております。この図面の下側(南側)にスウェーデンヒルズの住宅区域がありますが、図面から外れていて、表示がありません。</p> <p>今回の方法書ではこの他の図面の縮尺は総て 10 万分の 1 で掲載してあり、この図面のみ 4.5 万分の 1 に拡大して掲載していますが、方法書の趣旨に鑑みて不適切な縮尺と考えます。必要に応じて大縮尺の図面を採用する場合がありますが、一般的に考えれば区切りの良い 5 万分の 1 の縮尺を採用することが良識的と考えます。</p>	<p>本図書では、1 枚の図で対象事業実施区域をできるだけ拡大して表示できるよう縮尺を調整致しました。そのため、拡大図は基本 1/40,000 としております(一部、配慮書作成時に事業実施想定地域をできるだけ拡大して表示するよう作図した際に用いた縮尺 1/45,000 の図の再録や、配慮書時点との比較のために 1/45,000 図を用いている箇所もございます)。</p> <p>特に特定のエリアを図面上から外すことを意図したものではありません。</p>

	*820 人が定住している地区を何故地図上から外したのか？大変不適切な手法ではないか。	
209	<p>○住宅等の表示図面での事業区域との距離表示、説明が不適切(欠落)</p> <p>この説明図では、事業区域と住宅等(当別駅周辺)の距離が 2.8km と示してあります。この距離は町内中心部の住宅地から事業区域の境界までを、直線距離で示しています。この検討項目は必要としても、より大切な事項として、環境に影響を及ぼす範囲として検討すべき距離は、発電機本体(風車)との距離ではないか、と考えます。</p> <p>発電機本体と住宅等(一定の纏まり)が最も近接している箇所はスウェーデンヒルズ北東部(イースト7丁目、9丁目付近)で、その距離は約 3km となっています。</p> <p>*これについての検討が欠落しています。</p> <p>加えて当別町の主な人口密集地を綿密に調査した経緯が全くなく、健康問題(低周波振動被害、騒音)に関する配慮が見受けられない。改めて我々が作成した人口密集地と風車からの距離を提示します。これにより至近距離に多くの町民が定住していることが明らかです。(添付資料参照)</p>	<p>ご意見で頂きましたように、「環境に影響を及ぼす範囲として検討すべき距離は、発電機本体(風車)との距離」となります。</p> <p>そのため、人口の多さよりも近傍の地点での調査を重視しております。頂きましたご意見は評価の参考にさせていただきます。</p>

日刊新聞における公告

■令和3年2月2日（火）掲載  
北海道新聞（札幌本社版朝刊27面）

縦覧のお知らせ		「環境影響評価法」に基づく「環境影響評価方法書」	
一、事業者の名称	代表者の氏名	事業者の所在地	事業の種類
二、事業者の名称	代表者の氏名	事業者の所在地	事業の種類
三、事業実施想定区域	事業の規模	事業実施想定区域	事業の規模
四、縦覧の場所	事業実施想定区域	事業の規模	事業の種類
一、事業者の名称	代表者の氏名	事業者の所在地	事業の種類
二、事業者の名称	代表者の氏名	事業者の所在地	事業の種類
三、事業実施想定区域	事業の規模	事業実施想定区域	事業の規模
四、縦覧の場所	事業実施想定区域	事業の規模	事業の種類
五、意見書の提出	電子縦覧	期間	時間
六、事業説明会	提出期限		
七、問い合わせ先			

合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所  
代表社員 瀬山剛  
東京都中央区京橋二丁目七番十四号  
(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業  
風力(陸上)発電所  
最大五万四千kw  
北海道石狩郡当別町上当別、弁華別  
当別町役場環境生活課  
(石狩郡当別町白樺町五十八番地九)  
当別町総合福祉センターゆとろ  
(石狩郡当別町西町三十二番地二)  
西当別コミュニティセンター  
(石狩郡当別町太美町二十二番地七)  
石狩市役所環境保全課  
(石狩市花川北六条一丁目三〇番地二)  
石狩市民図書館  
(石狩市花川北七条一丁目二十六)  
午前九時から午後五時まで  
(土・日・祝日を除く。コミュニティセン  
ター・図書館は開館日時)  
令和三年二月三日(水)から  
令和三年三月八日(月)まで  
http://turn.jp/  
環境保全の見地からの意見書は、縦覧場所に設  
置している意見箱に投函するか、問い合わせ先  
まで郵送して下さい。  
令和三年三月二十日(土) (当日消印有効)  
縦覧期間中に開催を予定しておりました事業説  
明会は、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、  
開催延期と致しました。何卒、ご理解を賜りた  
くお願い申し上げます。  
合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所  
(担当: 渡邊 泰太郎)  
〒〇六一-一三三二六 石狩市花川北六条一丁目八番地  
電話 〇一三三一七七一五九〇七

関係地方公共団体の広報誌等へ掲載した公告

■広報とうべつ 令和3年2月号



**募集**

「当別町地域福祉計画」  
策定委員を募集しています

▼**応募要件** 20歳以上の町内に在住、通勤・在学の方、または当別町に関係して地域福祉に興味がある方。

▼**募集人数** 1名

▼**任期** 令和3年3月1日～令和5年2月28日

▼**応募方法等** 様式に住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号・応募の動機等を記入の上、2月22日(月)までに提出してください。※様式は保健福祉課窓口に備え付けています。町のホームページからでもダウンロードできます(任意様式も可)。

▼**提出先・問合せ** 保健福祉課福祉係(ゆとろ内・☎23-3019)

**予防接種**

日本脳炎ワクチン接種について

日本脳炎ワクチンが、今後大幅に不足する見込みのため、当面の間(令和3年12月まで継続予定)、次の方が優先的な接種対象となります。今後の情報については、町ホームページで随時掲載してまいりますのでご確認ください。

- ① 4回接種のうち、1期の2回接種(3歳相当)の方
- ② 定期接種として接種が受けられる年齢の上限が近づいている方(13歳を迎える直前の方、20歳を迎える直前の方は、4回接種を終えてください)

▼**問合せ** 保健福祉課健康推進係(ゆとろ内・☎23-4044)

**縦覧**

環境影響評価方法書について

(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧を行います。環境保全の見地からの意見を提出することができます。

※**環境影響評価方法書**…環境影響評価において、どのような項目を、どのように調査・予測・評価を行うか計画を示した図書。

▼**縦覧場所**

役場、ゆとろ、西当別コミセン

▼**縦覧期間**

2月3日(水)～3月8日(月)  
平日9時～17時

※西当別コミセンは休館日を除く  
開館時間

▼**問合せ** 合同会社石狩郡当別町西当別風力発電所(☎0133-77-5907)

広 告

広 告

広 告

関係地方公共団体の広報誌等へ掲載した公告

■ 広報いしかり 令和3年2月号

**Info** 道路への雪出しや迷惑駐車はやめましょう。また、雪山を車道側に大きくせり出して積む光景が見られます。除雪の妨げになるほか、生活道路では歩行者と車両の距離が近くなり、危険なのでやめましょう。(都市整備課 ☎72・3138)

**環境影響評価方法書の縦覧**  
 (仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧を行います。  
 ※環境影響評価方法書とは、どの項目を、どのように調査・予測・評価を行うか計画を示した図書のことです。方法書に対して環境保全の見地からの意見を提出できます。  
**縦覧期間** 3日(水)～3月8日(月)の平日9時～17時。図書館は休館日除く。  
**縦覧場所** 環境保全課(市役所3階)、市民図書館(花川北7・1)  
**そのほか** 説明会は新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて検討中です。方針が決まり次第、

**計画段階環境配慮書の縦覧**  
 (仮称)北海道石狩湾洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧を行います。  
 ※計画段階環境配慮書とは、事業者が事業の位置や規模などの検討段階で、環境保全のために適正な配慮をしなければならぬ事項を検討し、その結果をまとめた図書のこと。  
**縦覧期間** 26日(金)～3月29日(月)の平日9時～17時。図書館は休館日除く。  
**縦覧場所** 環境保全課(市役所

**市の相談窓口**

**人権相談**  
 16(火) 13時30分～16時(受付15時30分まで)  
 りんくる  
 広聴・市民生活課 ☎72・3191

**弁護士無料法律相談**  
 3(水)・17(水) 13時30分～15時30分  
 ※相談日前日までに電話申込、各4組(申込順)  
 広聴・市民生活課 ☎72・3191

**家庭生活相談と女性相談**  
 2(火)・9(火)・16(火) 10時～15時 市役所1階  
 18(木) 10時～15時 花川南コモンセン  
 北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区  
 広聴・市民生活課 ☎72・3227

**子ども・ひとり親相談**  
 平日 9時～16時 子ども相談センター ☎72・3195

**住民よろず相談**  
 火曜 13時～16時(受付15時まで)  
 りんくる2階福祉団体活動室 ☎72・8220  
 毎月第3木曜 13時～16時(受付15時まで)  
 厚田保健センター ☎78・2521  
 高齢者生活福祉センター ☎79・5050

**ジョブガイドいしかり**  
 平日 9時30分～17時  
 就業アドバイザーによる相談は(昼休み除く)  
 月・水・木曜 9時30分～15時30分(受付15時まで)  
 ジョブガイドいしかり(市役所2階) ☎75・8609

**消費生活相談**  
 平日 10時～16時  
 石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

**特別支援・不登校相談**  
 平日 9時～15時45分(金曜は14時45分まで)  
 教育支援センター ☎76・8000

**65歳以上の高齢者の相談窓口**  
 各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。  
 平日 9時～17時  
 花川南・花川・樽川地区 ☎73・2221  
 上記以外の石狩地区 ☎75・6100  
 厚田区 ☎78・1030  
 浜益区 ☎79・5111

**その他の相談窓口**

**行政相談**  
 平日 8時30分～17時15分  
 北海道管区行政評価局 ☎0570・090・110

**年金相談** ※窓口相談のみ  
 平日 8時30分～17時15分  
 毎月第2土曜 9時30分～16時  
 街角の年金相談センター麻生 ☎0570・05・4890(予約専用)

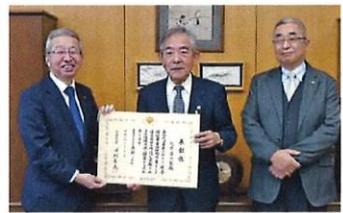
**ひきこもりや不登校などに関する相談**  
 平日 10時～19時  
 ひきこもりサポートセンター ☎77・5763

**労働相談所** ※要申込  
 平日 10時～16時  
 連合北海道石狩地区連合  
 いしかり労働相談センター ☎60・4704

当社HPでご案内します  
 問合せ 合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所渡邊さん ☎77・5907  
 (仮称)北海道石狩湾洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧を行います。  
 ※計画段階環境配慮書とは、事業者が事業の位置や規模などの検討段階で、環境保全のために適正な配慮をしなければならぬ事項を検討し、その結果をまとめた図書のこと。  
**縦覧期間** 26日(金)～3月29日(月)の平日9時～17時。図書館は休館日除く。  
**縦覧場所** 環境保全課(市役所

**厚生労働大臣表彰を受けられました**

(社福)石狩市社会福祉協議会会長の北原益二郎氏が社会福祉功労者厚生労働大臣表彰(社会福祉事業従事者等)を、石狩市連合遺族会副会長・浜益遺族会会長の須藤勝雄氏が援護事業功労者厚生労働大臣表彰をそれぞれ受けられました。  
 ▲北原氏(中央)は、21年5カ月にわたり、石狩市社会福祉協議会の役員を歴任し、地域福祉推進の中心の人物として活動された功績が認められました。



▲須藤氏(右)は、32年5カ月にわたり、戦傷病者・戦没者遺族・未帰還留守家族などの援護に携わり、その功績が認められました。  
 福福祉総務課 ☎72・3152



# 合同会社 石狩郡当別町 西当別陸上発電所

「(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、方法書)及びこれを要約した書類(以下「要約書」)を環境影響評価法に基づき公表します。

## 方法書の縦覧

---

### 縦覧期間

2021年2月3日(水)から2021年3月8日(月)まで  
(土・日・祝祭日を除く午前九時から午後五時まで(コミュニティーセンター、図書館は開館日時))

### 縦覧場所

- ・当別町役場環境生活課(北海道石狩郡当別町白樺町58番地9)
- ・当別町総合福祉センターゆとろ(北海道石狩郡当別町西町32番地2)
- ・西当別コミュニティーセンター(北海道石狩郡当別町太美町22番地7)
- ・石狩市役所環境保全課(北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2)
- ・石狩市民図書館(北海道石狩市花川北7条1丁目26番地)

## 方法書の電子縦覧(インターネットによる公表)

---

### 方法書



表紙・目次  
(PDFファイル/205.6 KB)

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

 (PDFファイル/10.1 KB)

 第2章 対象事業の目的及び内容  
(PDFファイル/7.6 MB)

 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況  
3.1 自然的状況  
(PDFファイル/17.1 MB)

 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況  
3.2 社会的状況  
(PDFファイル/13.8 MB)

 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果  
(PDFファイル/8.8 MB)

 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解  
(PDFファイル/1.1 MB)

 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法  
(PDFファイル/15.1 MB)

 第7章 その他の環境省令で定める事項  
(PDFファイル/9.6 MB)

 第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
(PDFファイル/81.0 KB)

 資料編  
(PDFファイル/9.8 MB)

## 要約書

 要約書  
(PDFファイル/31.4 MB)

- 方法書は、2021年2月3日（水）～2021年3月8日（月）の間中は閲覧が可能です。  
ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。
- 閲覧時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。
- 本書の著作権は合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所に帰属します。  
著作権者である合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所の許諾を得ないで、複製、転用、転売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。
- 本書に掲載した地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものです。（測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JH f 114）本書に掲載した地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得る必要があります。

- 本書に掲載した地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用しています。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 160）

## 意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、当社宛てにご郵送ください。

<b>提出期限</b>	2021年3月20日（土）当日消印有効
<b>郵送先</b>	〒061-3216 北海道石狩市花川北6条1丁目8番地 合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所 渡邊宛

※意見書に記載された個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

## ご意見記入用紙のダウンロード



ご意見記入用紙  
(PDFファイル/121.0 KB)

### 会社概要

会社名 合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所

所在地 北海道石狩市花川北6条1丁目8番地

### お問い合わせ

合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所

電話 029-828-8286（担当：渡邊）

※土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで

© 2020 - 2021 合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所

## 北海道のウェブサイト



HOME &gt; 環境生活部 &gt; 環境局環境政策課 &gt; 環境影響評価図書縦覧情報

## 環境影響評価図書縦覧情報

概ね過去2年間以内に公告された図書に関する縦覧情報を掲載しています。

縦覧期間中の事業については、事業名をクリックすると事業者の電子縦覧ウェブサイトをご覧いただけます。

※区分

法：環境影響評価法に基づく手続き

条：北海道環境影響評価条例に基づく手続き

縦覧期間	区分	事業名	手続段階	関係市町村	事業者
R3/9/10~11/1	法	<a href="#">(仮称)新瀬棚臨海風力発電所</a>	配慮書	せたな町	(株)ジェイウィンド
R3/9/8~10/11	法	<a href="#">(仮称)松前2期風力発電事業</a>	方法書	松前町	東急不動産(株)
R3/8/31~9/30	法	<a href="#">せたな大里ウインドファーム</a>	事後調査報告書	せたな町	(株)ジェイウィンドせたな
R3/8/18~9/17	法	<a href="#">(仮称)新さらきとまない風力発電事業</a>	評価書【修正版】	稚内市	(株)ジェイウィンド
R3/8/6~9/6	法	<a href="#">(仮称)北海道(道北地区)ウインドファーム豊富</a>	評価書	豊富町、稚内市	豊富 WindEnergy 合同会社
R3/7/30~8/31	法	<a href="#">(仮称)清陵風力発電事業</a>	配慮書	伊達市、千歳市	オリックス(株)
R3/6/30~7/29	法	<a href="#">(仮称)新さらきとまない風力発電事業</a>	評価書	稚内市	(株)ジェイウィンド
R3/6/1~6/30	法	<a href="#">(仮称)八の沢風力発電事業</a>	評価書	石狩市、当別町	(株)斐太工務店
R3/3/31~	法	<a href="#">(仮称)石狩コミュニティウインドファーム事業</a>	事後調査報告書	石狩市、小樽市	(株)ウイネット石狩
R3/2/26~3/29	法	<a href="#">(仮称)北海道石狩湾洋上風力発電事業</a>	配慮書	石狩市、小樽市、札幌市	丸紅(株)
R3/2/3~3/8	法	<a href="#">(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業</a>	方法書	当別町、石狩市	合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所
R3/2/1~3/4	法	<a href="#">(仮称)苫東厚真風力発電事業</a>	方法書	厚真町、苫小牧市、むかわ町	Daigas ガスアンドパワーソリューション(株)
R3/1/29~3/2	法	<a href="#">(仮称)せたな太櫓ウインドファーム事業</a>	配慮書	せたな町	五洋建設(株)
R3/1/13~2/12	法	<a href="#">(仮称)えりも地区風力発電事業</a>	方法書	えりも町、様似町	(株)afterFIT
R2/12/23~R3/2/10	法	<a href="#">(仮称)石狩市厚田区聚富望来風力発電事業</a>	方法書	石狩市、当別町	合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所

# 合同会社 石狩郡当別町 西当別陸上発電所

## 住民説明会の開催

以下の日時で住民説明会を実施いたします。

2021年4月9日（金）10:00 ～12:00	西当別コミュニティセンター 大会議室 （石狩郡当別町太美町22番地7 TEL:0133-26-3300）
2021年4月10日（土） 15:00～17:00	望来コミュニティセンター みなくる （石狩市厚田区望来27-7 TEL:0133- 77-3010）
2021年4月11日（日） 10:00～12:00	西当別コミュニティセンター 大会議室 （石狩郡当別町太美町22番地7 TEL:0133-26-3300）

※新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、説明会が延期または中止となる場合がございます。その際は、当ホームページでお知らせします。

※感染拡大防止のため、お越しの際は受付にて連絡先のご記入、マスク着用にご協力ください。

## 意見書の提出

住民説明会のご意見を反映するため、意見書の提出期限を延長いたしました。環境影響評価方法書について、環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、当社宛てにご郵送ください。

<b>提出期限</b>	2021年4月25日（日）当日消印有効
<b>郵送先</b>	〒061-3216 北海道石狩市花川北6条1丁目8番地 合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所 渡邊宛

※意見書に記載された個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

## ご意見記入用紙のダウンロード

 ご意見記入用紙  
(PDFファイル/118.5 KB)

## 方法書の電子縦覧（インターネットによる公表）

---

方法書の縦覧を住民説明会まで延長しました。

### 方法書

 表紙・目次  
(PDFファイル/205.6 KB)

 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
(PDFファイル/78.1 KB)

 第2章 対象事業の目的及び内容  
(PDFファイル/7.6 MB)

 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況  
3.1 自然的状況  
(PDFファイル/17.1 MB)

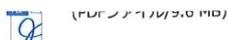
 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況  
3.2 社会的状況  
(PDFファイル/13.8 MB)

 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果  
(PDFファイル/8.8 MB)

 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解  
(PDFファイル/1.1 MB)

 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法  
(PDFファイル/15.1 MB)

第7章 その他の環境省令で定める事項



(PDFファイル/3.0 MB)



第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(PDFファイル/81.0 KB)



資料編

(PDFファイル/9.8 MB)

## 要約書



要約書

(PDFファイル/31.4 MB)

- 方法書は、2021年4月11日（日）まで閲覧が可能です。  
ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。
- 閲覧時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。
- 本書の著作権は合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所に帰属します。  
著作権者である合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所の許諾を得ないで、複製、転用、転売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。
- 本書に掲載した地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものです。（測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JH f 114）本書に掲載した地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得る必要があります。
- 本書に掲載した地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用しています。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 160）

### 会社概要

会社名 合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所

所在地 北海道石狩市花川北6条1丁目8番地

### お問い合わせ

合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所

電話 029-828-8286（担当：渡邊）

※土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで

© 2020 - 2021 合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所

関係地方公共団体の広報誌等へ掲載した公告

■ 広報とうべつ 令和 3 年 3 月号



○ 当別町役場 TEL 0133-23-2330 FAX 0133-23-3206

✉ Eメール kouho@town.tobetsu.hokkaido.jp

🌐 ホームページ <https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/>

催し

生活

募集

教養・資格

子育て

その他

**雇 用**

**4 月から高齢者雇用安定法が改正されます**

70 歳までの就業機会を確保するため、高齢者雇用安定法が 4 月 1 日から改正されます。65 歳までの雇用確保（義務）に加えて、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務が新設されます。

- ① 70 歳までの定年引上げ
  - ② 定年制の廃止
  - ③ 70 歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
  - ④ 70 歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
  - ⑤ 70 歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
    - ・事業主自ら実施する社会貢献事業
    - ・事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業
- ▼問合せ ハローワーク札幌北  
(☎ 011 - 743 - 8609)

**講 習**

**事業所向けセミナー 開催！**

「若者の職場定着」をテーマにした、事業主や管理職を対象としたセミナーです。

- ▼日時 3 月 15 日（月）  
13 時 30 分～ 16 時
- ▼場所 当別町商工会
- ▼参加料 無料
- ▼講師 元テレビ北海道アナウンサー 森 順子さん
- ▼申込期限等 事業所名・事業所住所・参加者氏名・連絡先・当別会場で参加の旨を明記し、3 月 12 日（金）までに FAX でお申し込みください。
- ▼申込先・問合せ 江別市・当別町・新篠津村季節労働者通年雇用促進支援協議会（江別市役所商工労働課内・☎ 011 - 381 - 1023・FAX 011 - 381 - 1072）

**説 明 会**

**環境影響評価方法書の住民説明会を行います**

（仮称）石狩郡当別町西当別風力発電事業に係る環境影響評価方法書の住民説明会を行います。

新型コロナウイルス感染拡大等により、説明会が中止となる場合がありますので、ホームページでご確認ください。

- ▼日時
  - ① 4 月 9 日（金）10 時～ 12 時
  - ② 4 月 11 日（日）10 時～ 12 時
- ▼場所：西当別コミセン
- ▼問合せ 合同会社石狩郡当別町西当別風力発電所（☎ 0133 - 77 - 5907）

西当別風力発電所  
ホームページ→



廣 告

廣 告

廣 告

関係地方公共団体の広報誌等へ掲載した公告

■ 広報いしかり 令和3年3月号

厚生労働省では、4/1施行の高年齢者雇用安定法改正のパンフレットを作成しました。北海道労働局では高年齢者雇用安定法をはじめとした相談にも応じています。詳細は厚生労働省や北海道労働局のHPをご覧ください。(北海道労働局職業対策課 ☎011・788・9132内線3683)

**ごみ減量のげん太くん**

息子が引越すので、その準備をされているんですね！

息子の本がたぐさんあって、場所をとるから捨てるかと思ってるのよ。

ごみに出すのはもったいないわ！古書店やリサイクルショップを利用したり、図書館に相談してみては？

企画 いしかりセンター 隊

そうね捨てるよりもリサイクルされる方が本もうれしいわね。さっそく調べてみるわ！

まだ読める本はリサイクルするニヤ！

**短いサイレンは詐欺の緊急広報です！**

詐欺の予兆電話があった際、近隣の地域へパトカーで一度短くサイレンを鳴らした後に広報をしています。短いサイレンを聞いた際は、詐欺の緊急広報なので注意を！

**問合せ** 札幌方面北警察署 ☎011・727・0110

**ひきこもりセミナー ～親子あそびとお金の話～**

対象 ひきこもりの方がいるご家族

日時 26日(金)13時～14時30分

場所 花川南コミセン(花川南6-5)

講師 (社)福石狩市社会福祉協議会 山崎智美さん

持ち物 筆記用具、マスク

**定員** 20人

**申込期間** 1日(月)～24日(水)

**申込・問合せ** 石狩市ひきこもりサポートセンター ☎77・5763

※平日10時～19時

**児童扶養手当 支払日** 11日(木)

※昨年8月にご案内した児童扶養手当現況届が未提出の方は、支払いが受けられませんので、至急ご連絡ください。

**問合せ** 子ども家庭課 ☎72・3128

**3月は自殺対策強化月間**

自殺の多くは、病気・仕事・お金・人間関係などで追い込まれた末の死であり、多くが防ぎことのできる社会的な問題です。一人で悩まず相談しましょう。

**また、身近な人の変化に気づいたら、声をかけてみましょう。こころの健康相談統一ダイヤル ☎0570・064・556**

**よりそいホットライン(24時間)** ☎0120・279・338

**問合せ** 保健推進課 ☎72・3124

**QRコード**

**黄金山登山口に通過する林道への立入禁止**

4月1日(木)～令和4年3月31日(木)まで黄金山周辺の国有林で間伐作業を行います。期間中は国道から登山口までの林道は車両徒歩での立ち入りができません。

**問合せ** 北海道森林管理局 石狩森林管理署業務グループ ☎050・3160・5710

**雪解け時期の公園内は危険がいっぱい**

遊具付近が空洞化し、落下や挟まり事故が発生する恐れがあります。危険なので絶対に近づかないでください。

**問合せ** 都市整備課 ☎72・3671

**環境影響評価方法書の住民説明会**

〔仮称〕石狩市厚田区聚富望来風力発電事業〕

① 4月9日(金)18時～20時

② 4月10日(土)10時30分～12時30分

③ 4月10日(土)15時～17時

〔仮称〕石狩郡当別町西当別風力発電事業〕

④ 4月10日(土)15時～17時

場所 望来コミセン(みなくる) (厚田区望来27・7)

**確定申告・市道民税 申告期限の延長**

新型コロナウイルスの拡大防止の観点から、3月15日(月)までの申告期間を4月15日(木)まで延長します。

日時 ① 16日(火)～31日(水)9時～11時、13時～16時(番号札配布8時30分、11時)

② 4月1日(木)～15日(水)9時～17時 ※平日のみ。②は番号札なし

場所 ①市役所1階ロビー

②税務課(市役所1階15番窓口)

問合せ 税務課 ☎72・3119

**問合せ** ① ② 合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所 ☎62・8535

③ 合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所 ☎77・5907

納期限	10(水)	上下水道料金(2月分)
	31(水)	後期高齢者医療保険料(第9期) 国民健康保険税(第10期) 介護保険料(第10期) 市営住宅使用料(3月分)
時間外納付・相談窓口	開設日時	25(木)17時15分～20時 28(日)10時～15時 ※上下水道料金除く
	開設窓口	市税と国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 納税課(市役所1階15番窓口) ☎72・3118 上下水道料金 水道営業課(市役所2階) ☎72・3133
※上記日時以外のご相談については各課窓口へお問い合わせください ※厚田支所、浜益支所では時間外の窓口を開設しておりません		
石狩ハイスタブ券での納付		
平日8時45分～17時15分 ※上下水道料金と時間外の窓口では石狩ハイスタブ券が発行するハイスタブ券での納付はできません		

